

日本ジェンダー研究

第 16 号

論 文	
呉趺人の創作の原点—救亡と‘写情’	松 田 郁 子
ドメスティック・バイオレンス被害の性差に関する研究	織 田 暁 子
研究ノート	
ソーシャル・キャピタルに着目した女性活用施策 —フィンランドとノルウェーにおける女性支援施策の実態を通して—	川 島 典 子
書 評	
松尾瑞穂著『ジェンダーとリプロダクションの人類学 ——インド農村社会の不妊を生きる女性たち——』 (昭和堂、2013 年 3 月刊)	香 川 孝 三
京都橘女性歴史文化研究所編『医療の社会史—生・老・病・死—』 (思文閣出版、2013 年 3 月刊)	富士谷 あつ子
宮西香穂里『沖縄軍人妻の研究』 (京都大学学術出版会、2012 年 11 月刊)	伊 藤 公 雄
川島典子／西尾亜希子編著『アジアのなかのジェンダー』 (ミネルヴァ書房、2012 年 5 月刊)	進 藤 久美子
報 告	
研究会「現代フランスにおける家族とジェンダー」の報告・討論・総括	藤 野 敦 子

日本ジェンダー学会会則
日本ジェンダー学会学会誌「日本ジェンダー研究」投稿規程

日本ジェンダー学会
2013

目 次

論 文

- 呉趺人の創作の原点—救亡と‘写情’
..... 松 田 郁 子 1
- ドメスティック・バイオレンス被害の性差に関する研究
..... 織 田 暁 子 13

研究ノート

- ソーシャル・キャピタルに着目した女性活用施策
—フィンランドとノルウェーにおける女性支援施策の実態を通して—
..... 川 島 典 子 27

書 評

- 松尾瑞穂著『ジェンダーとリプロダクションの人類学
——インド農村社会の不妊を生きる女性たち——』
(昭和堂、2013 年 3 月刊)
..... 香 川 孝 三 41
- 京都橘女性歴史文化研究所編『医療の社会史—生・老・病・死』
(思文閣出版、2013 年 3 月刊)
..... 富士谷 あつ子 45
- 宮西香穂里『沖縄軍人妻の研究』
(京都大学学術出版会、2012 年 11 月刊)
..... 伊 藤 公 雄 47
- 川島典子／西尾亜希子編著『アジアのなかのジェンダー』
(ミネルヴァ書房、2012 年 5 月刊)
..... 進 藤 久美子 49

報 告

- 研究会「現代フランスにおける家族とジェンダー」の報告・討論・総括
..... 藤 野 敦 子 51
- 日本ジェンダー学会会則..... 61
- 日本ジェンダー学会学会誌「日本ジェンダー研究」投稿規程..... 64

JOURNAL OF GENDER STUDIES JAPAN

Vol.16 2013

CONTENTS

Articles

- 呉趺人の創作来源—救亡与‘写情’
..... 松田郁子 1
- Research on Domestic Violence and Gender Differences
..... ODA Akiko 13

Research Note

- Women Utilization Measures Focusing on Social Capital
— Through a Survey on the Present Situation of Women
Support Measures in Finland and Norway —
..... KAWASHIMA Noriko 27

Book Reviews

- MATSUO Mizuho, “Anthropology of Gender and Reproduction: Women facing sterility in Indian agricultural society”
..... KAGAWA Kozo 41
- Institute for Women’s History and Culture (ed.) “Social History of Medical Treatments: Life, aging, illness and death”
..... FUJITANI Atsuko 45
- MIYANISHI Kahori, “Studies on the Wives of American Soldiers in Okinawa”
..... ITO Kimio 47
- KAWASHIMA Noriko and NISHIO Akiko (ed.) “Gender in Asia”
..... SHINDO Kumiko 49

Report

- “Families and Gender in Today’s France”
..... FUJINO Atsuko 51

吳趼人的創作来源—救亡与‘写情’

松 田 郁 子

清末小说家吴趼人 1901 年出席了在上海张园召开的《拒俄会议》，在会上，他见到了充满激情地呼吁救亡的女学生薛锦琴。此后，他就开始思考救亡和女性的关系，进而对女性问题进行了探索。吴趼人提出了女性的自主意识能否得以表达，关系到国家全民族的独立解放。吴趼人将这些思考和探索，反映在了他的作品当中。因此笔者认为他的创作来源于《拒俄会议》。1903 年，吴趼人写了《社会小说》『二十年目睹之怪现状』。他在描写万花筒般的社会现象中，仍然关注着清末女性的现状。探讨有作为的女性得以产生的社会环境和影响女性成长的社会因素。与此同时，他通过改写英国小说『电术奇谈』而认识到了恋爱小说的意义。他开创的描写社会黑暗面、抨击社会时弊的《社会小说》和描写未婚女性爱情的《写情小说》，成了清末小说的主流。

本文对吴趼人创作《写情小说》的契机和创作过程及成果进行了探讨。我认为吴趼人的创作灵感来自于对充满活力的薛锦琴的感受，他的创作角度是从要建立一个能使女性发表自己的主见和发挥作用的社会，探索女性的社会现状。另外，在改写『电术奇谈』中，他又注意到了女性的恋爱自由和自我实现的问题。由此他创作了『恨海』『劫余灰』『情变』三篇《写情小说》，深入探讨了女性的自我觉醒和救亡的关系。在小说中，他揭露了被传统伦理道德和缠足束缚的清末女性悲惨的生活现实。为了使女性得以解放，他呼吁废除缠足旧俗、普及女子教育、改变家长和大丈夫意识、铲除歧视女性的旧观念、消除男女的分工之别。他进而又对女性的生活状况和国家的社会环境之间的联系进行了深入的思考。这些观点在当时的社会环境中是难能可贵的。吴趼人的创作来自于他对社会独特的认识和观点，从他的作品数量来看，也可以说他对促进清末的意识改革是功不可没的。

呉趼人の創作の原点—救亡と‘写情’

松 田 郁 子

(神戸学院大学非常勤講師)

1. はじめに —清末小説と呉趼人

清朝最後の十年間に新聞雑誌を始めとする新たな出版業態を背景に盛行した小説を清末小説或いは晚清小説と呼ぶ。阿英『晚清小説史』¹⁾によれば、清末小説は中国小説史上空前の隆盛を極め、当時少なくとも千篇以上の小説が発行されたという。呉趼人(1866-1910)は清末を代表する小説家の一人である。広東省南海佛山鎮出身で1866(同治五)年北京に生れた。曾祖父呉栄光は巡撫に昇った顕官であったがその後家運は衰えた。十八歳の時生活に窮して上海に職を求めた。江南製造局に奉職し欧米の学問や時事、近代機器について新知識を吸収する機会を得た。ロシアと清朝の東三省割譲密約に反対する拒俄(ロシア排斥)運動やアメリカ合衆国の中国人労働者禁圧に反対する反米華工禁約運動などの愛国政治運動に指導的役割を果たした。

1897(光緒二十三年)年から1902(光緒二十八年)年まで上海各小報の主筆を担当した。1902(光緒二十八年)年4月『漢口日報』主筆となった。彼は、該報誌上で官憲を非難する記事を書いては睨まれていたが、1903(光緒二十九年)年5月、学生の拒俄集会を妨害した武昌府知府梁鼎芬を非難した。梁鼎芬は経営者に圧力を加えて売却させ、該報を官報に買収した。呉趼人は辞職し小説家に転じた。折しも前年に政治改良派論客の梁啓超が小説による社会改革を呼びかけ‘小説界革命’を標榜して横浜で小説雑誌『新小説』を発刊していた*2。呉趼人は10月、雑誌『新小説』誌上に《社会小説》『二十年目睹之怪現狀』(～1911.1)と《写情小説》「電術奇談」の翻案(～1905.7)を並行して連載し始めた。以来、政治社会の腐敗愚劣を糾す小説を執筆して自ら《社会小説》と呼んだ。同時に《写情小説》と名付けて未婚の女性の恋心を描く小説を執筆した。八年間に長篇小説十九作、短篇小説十二作をはじめとする多くの著作を発表した。この間雑誌『月月小説』総編集者を務める一方、広志小学校を開設し教育事業に携わった。1910(宣統二)年上海の自宅で急死した。享年四十五歳。妻と五歳の娘呉錚錚が遺され余財はなく、友人たちが葬儀埋葬を執り行った。

呉趼人は素材面、方法面において中国小説史上に多くの新分野を開拓した。中国小説史上初めて《社会小説》《写情小説》を標榜する作品を描いたことはすでに指摘されている³⁾。社会的悪弊、汚濁を暴く《社会小説》と結婚、恋愛対象となる男性に対する未婚女性の愛情表現を描写する《写情小説》の分野は彼の創設以後、清末小説諸作品の主流となった。呉趼人自身はいつの時点で何を契機としてそのような着想を得たのだろうか。

彼が新聞記事、評論から小説執筆に転じ《社会小説》を描くに至った直接の原因は先述した「『漢口日報』買収事件」にある。その過程と帰結については以前に論じたことがある⁴⁾。本稿においては、《社会小説》と並行して《写情小説》を描いた契機と過程について考察しておきたい。

2. 《写情小説》執筆の契機

1) 原体験—救亡と女性

筆者は、呉趼人が創作の方向性を見定めるに至った出発点は「張園拒俄演説会」⁵⁾への参加であったと考える。「張園拒俄演説会」は1901（光绪二十七年）年3月15日に第一次、同月25、26両日に第二次集会が開かれ、呉趼人は26日に演説した。そこで彼は同じ26日に演説した少女薛錦琴を目撃する。薛錦琴（1883-1960）は広東省香山県の人、叔父薛仙舟が第一次集会で演説した。父親は天津の外資系商店「太沽洋行」の買弁（中国人の貿易仲買人）で、彼女は九歳の時から漢学を、十二歳の時から英語を学び、十五歳で上海の女学校に入ったという。拒俄演説会の後“中国のジャンヌ・ダルク”と内外に称賛を浴び救亡の象徴的存在となった。演説後まもなくアメリカに留学し辛亥革命（1911）後帰国、政府教育部署の要職に就いた⁶⁾。彼女のその後の消息については、孫元が米国在住の遺族に取材した成果をインターネット上に掲載した「南洋中学最早の女生」⁷⁾により、近年明らかとなった。孫元によると彼女は、広東出身の林天木と1915年に結婚し一女を得た。彼ももとアメリカ留学生で帰国して武昌蜂起（辛亥革命発端）に参加した。彼女は志を同じくする夫を得て救亡の意思を貫いたといえる。夫妻とも大学で教鞭をとる傍ら自宅に小学堂を起し十数名の生徒を指導した。日中戦争後は香港で国家銀行に勤め一族を扶養した。最も早期に、纏足や儒教の拘束から解放されて自立を果たした清末女性であったといえる。

呉趼人が1905年に描いた小説『新石頭記』は形式的には古典小説『紅樓夢』に骨子を借りたいわゆる‘疑旧小説’、内容的には‘ユートピア小説’である。呉趼人は作中に拒俄演説会と演説する少女を描き記している⁸⁾。呉趼人自身が同日に演説した論者の一人であったため、ある程度事実面に即した描写であろうと思われる。薛錦琴の登場する場面は以下の如くである。

ふと見ると壇上に一人の十四、五歳の少女が立っていた。宝玉はあっと驚き心に思った。近ごろ何とこういう女の子がいるのか、実に思いもよらないことだ。そこで耳をそばだてて聞いてみると、彼女がこう言うのが聞こえた。「一人の人間が一つの国家に生れるのは、同じ頭髪が頭に生れるのと同じです。一人の人間が一国の大事を成そうとするならば無論やり遂げることはできません。例えば一本の頭髪を持って一人の人間をぶら下げようとするようなもので、ぶら下げることなどできましようか。もし、髪全体を手を持てば、無論一人の人間をぶら下げることができるでしょう。だから一国の大事を成そうとするなら、やはりぜひとも国じゅう四億の人間が心をつにすべきで、それならどうしてやり遂げられないことがありましようか！」聴衆は一斉に拍手した（松田訳、以下訳文は松田）。

…只见台上站着一个十四、五岁的女孩子。宝玉吃了一惊，暗想近来居然有这种女子，真是难得。因侧着耳朵去听，只听她说道：“一个人，生在一个国度里面，就同头发生在头上一般。一个人要办起一国的大事来，自然办不到。就如拿着一根头发，要提起一个人来，那里提得起呢？要是整把头发拿在手里，自然就可以把一个人提起来了。所以要办一国的大事，也比得要合了全国四百兆人同心办去，那里有办不来的事！”众人听了一齐拍手（第17回）。（1986.3中州古籍出版社版 p128）。

宝玉の感想には救亡を訴え熱弁を奮う少女への素直な驚嘆が表れている。小説執筆開始に遡る二年前より“目覚めた新女性”という存在は救亡に不可欠の要素として呉趼人の意識に組みこまれていたと思われる。以来彼は救亡と女性との相関、ひいては女性の問題そのものを思索し始め

創作に反映させることになった。

2) 『二十年目睹之怪現狀』—清末女性の現実

女性と社会悪、救亡への関与に着目していた吳趼人はその作品中で女性をどのように描いていたのだろうか。『二十年目睹之怪現狀』⁹⁾は吳趼人の代表作とされる。全108回の長篇で、百鬼夜行の世を二十年間無事に切り抜けてきたのを記念して‘九死一生’と名乗る(第1回)語り手が、各地を遊歴して得た見聞を記述した筆記という体裁をとり、社会の実態を描写する百数十話の話題を書き連ねている。

最初に出版された広智書局版には評語と眉注が施されている。第三回の作者自評に「人から聞いた話で勝手に創ったのではない」と記し事実性を自負している。現在すでに‘九死一生’の閱歴見聞に投影された作者の実人生や当時の実在人物の言行が検証され¹⁰⁾、多くの作中人物のモデル考証が成されている¹¹⁾。また吳趼人は人に取材して見聞した話題をノートに描き留め小説の素材としていたとも証言されている¹²⁾。作中の記述に現れた女性たちの様相は、当時の女性の置かれた現実と吳趼人が清末女性をどのように捉えていたかを表しているといえよう。登場する女性を社会階層や立場によって類別すると以下のように既婚女性(母親・姑・妻・妾)未婚女性(娘・女中・妓女)に分けられる。

(1) 女性の社会地位

作中に登場する女性の社会地位は家長の権力に比例している。作中に見られる富家の娘の進路は結婚のみである。貧家の娘の進路は結婚以外に女中と娼妓が挙げられている。いずれも当時人身売買のケースが多かったので職業と呼ぶには語弊がある。しかし、作中に挙がった話題に見る限り女中、娼妓、妾の立場は流動的で、以下のように、社会階層、地位の向上に奮闘する女性たちが描かれている。

○王族の乳母の娘桂花は役人の妻となるために上海で野鷄(流娼)となって金を貯める。

純朴な田舎者を婿に選ぶと官位を買い与え役人夫人の地位を手に入れる〈第3回〉。

○多福老人の息子吉元の夫人の女中が多福老人を籠絡し正夫人におさまる。もと女中の姑はもと主人の嫁吉元夫人をいびる〈第103-104回〉。

○汽船会社督弁の妾金氏はもと上海の妓女だった。金持ちに落籍されるが、金品を持ち出して出奔し督弁の妾となる。金氏の金で出世した督弁は彼女に夫人の格式を許し正室も彼女に一目置いた。彼女の葬儀は破格に盛大だった〈第78-79回〉。

夫を得た妻の家政権力は存外に強く、既婚女性が夫や息子、嫁に権力を振りかざす以下のような話題が挙げられている。

○汽船会社督弁が漢口で美人を見染める。夫人と妾の金氏は漢口を急襲、新居に踏みこみ督弁を連れ帰る〈第51-52回〉。

○馬子森の母は息子の給料を取り上げ道士や僧侶に貢ぎ、息子の散財を許さず接待の席で殴打する。夫の交友を詮索する妻が余所の家に乗りこみ老婦人を殴打する(第76回)。

しかし、寡婦となった女性は収奪の危機に曝される。

○‘九死一生’の母は夫の遺産をその兄や親友に奪われる〈第2回、第21回〉。

- 黎景翼は弟の黎希銓を陥れて死なせ、弟の妻秋菊を妓楼へ売る（第 32-35 回）。
 - 莫可規は死んだ従兄莫可文に成りすましその官位と妻を手に入れる（第 98-99 回）。
- これらの話題は、女性の権力基盤があくまで夫であったことを示している。

(2) 女性の艱難辛苦

作中の女性たちは種々の危難に見舞われる。その原因の多くは家庭内の確執及び男女間の収奪関係にある。以下のように普遍的家庭問題は妻妾間及び嫁姑の確執であった。

- ‘九死一生’伯父の妾が情夫と駆け落ちした。妾は情夫に金品を奪われ入水自殺する。伯母が妾の品性を侮辱するともう一人の妾も服毒自殺する。その棺に伯父が腕輪を入れたのを咎めて言い争ううちに伯母も憤死する（第 23-24 回）。
- 苟才夫人は長男の嫁をいびり、妻を庇った長男まで虐待し死なせる（第 87-90 回）。

呉趼人は九死一生従姉の言葉で嫁姑問題の本質を指摘している。

「だいたい姑というのも若い時には嫁を体験し、嫁の時には姑にいじめられ罵られても言い返せずぶたれてもやり返せず長年我慢して姑が死ぬとやっと手足を伸ばせるのです。自分の息子が成長し嫁を娶ると自分の時代がやってきたと思い自分が曾てされた事をすべて嫁にやり返すのです」（第 26 回）。

“大抵那个做婆婆的，年轻时也做过媳妇来，做媳妇的时候，不忍受了他婆婆的气，骂他不敢回口，打他不敢回手，捱了若干年，他婆婆死了，才敢把腰伸一伸；等到自己的儿子大了，娶了媳妇，他就想这是我出头之日了，把自己从前所受的，一一拿出来向媳妇头上施展。”

彼女は、“若くして寡婦となった嫁をやりしばしば実家に帰らせ南京までの遠出を許す”自分の姑を理想像として挙げている。また、呉継之の母親は姑の前で萎縮する継之夫人を、家族の和が第一であり礼教規範に拘ってはならないと諭す（第 26 回）。呉趼人はこの老婦人たちを模範として示すことで、世の婦人の啓蒙を図ろうとしたのであろう。

四川学台が七、八十人もの女を買って離任した話題（第 80 回）は女性の売買が合法的投資行為であったことを示している。呉趼人は作中に、男性が出世や蓄財の為に、政略結婚や贈妾、酒色接待などを手段として女性を利用する多くの事例を取上げている。

- 体調不良を訴える総督に求職中の役人が‘医術に優れた’妻を紹介する。妻は妾たちにいかがわしい現場を押えられ袋叩きに遭うが、夫は役職を得る（第 3 回）。
- 苟才は寡婦となった長男の嫁を、総督に妾として贈賄する（第 87-90 回）。
- 表具店の徒弟朱狗は湖広総督候補中丞の稚児となり候虎と名のり鎮台に出世する。候鎮台の妻が急死すると、言撫台は娘を後添えに娶せると約束し総督を歓ばせる。洪太守は愛人の女中碧蓮を、嫌がる令嬢の身代わりに嫁がせ言撫台に恩を売る（第 82-83 回）。
- 葉伯芬は妾に娶る約束でいた芸妓陸蘅舫を先行投資の腹積もりで権門子弟趙嘯存に譲る。趙嘯存は江西巡撫となり夫人の死後陸蘅舫を正室に直す（第 90、91 回）。
- 莫可文は夫人を同席させて大官や幕僚を接待し職を得る（第 98-99 回）。
- 温月江は妻の部屋を訪れていた翰林（学術系官僚）武香楼を見逃す。彼は‘緑帽子をかぶった（妻に不倫された）’代償に、科挙に合格し翰林に採用された（第 101 回）。

温月江は『漢口日報』事件の梁鼎芬を暗喩している。ほかにも汽船会社督弁と妾の金氏、

候中丞、侯虎、洪太守、葉伯芬などのモデルとして当時の顯官の名が挙げられている。男女間の収奪関係は通常金銭地位を巡る策謀を前提としており、必然的に社会の疲弊を反映していたといえる。

(3) 女子教育

吳趼人は女性の愚昧を問題としている。息子の給料を取り上げて僧や道士に貢ぎ酒席で狼藉を働く馬子森の母親や、夫に過干渉し余所の家で暴力を振う妻について、吳継之の言葉で次のように述べている。

「どのような家でも家庭内にはどうしても人に言えない隠し事があるものだ。その然る所以を問えば何と九十九パーセントはご婦人がたのしでかしたもののなのだ。私が思うに要するに女性に学のないのがいけないのだ（第 77 回）」。

“…总觉得无论何人家，他那家庭之中，总有许多难言之隐的；若要问其所以然之故，却是给妇人女子弄出来的，居了百分之九十九。我看总而言之：是女子不学之过。”

嫁姑の問題についても従姉の言葉で次のように述べている。

「女を集めて一斉に学問を始めさせ皆が道理をわきまえるようになるのであれば望みはないでしょう（第 26 回）。」

“…除非把女子叫来，一齐都读起书来，大家都明了理，这才有得可望呢。”

また塩商先代当主の妾羅魏氏は、家の再興のため改革を志した現当主を一族と謀って幽閉する（第 45 回、第 53 回）。羅魏氏と現当主は西太后と光緒帝を暗喩していると指摘されている¹³⁾。この記事は吳趼人が女性の認識を国家の興亡に関わる問題と捉えていたことを示している。吳趼人は『二十年目睹之怪現狀』を描いて清末社会の解析に努め、女性の無学と従属的立場、それににつけこむ男性の反社会的行為に起因する社会の病理を検出した。彼は無学愚昧により収奪に曝される女性の危うい人生と、社会の悪弊や列強諸国の収奪に曝される国家の危機を同一線上の問題とみなしていたといえよう。

3. 自己実現と恋の相関

1) 『電術奇談』 — 《写情小説》 指南

先述したように、吳趼人が女性の力を意識し創作の方向性を定めた契機は 1901（光緒二十七年）年〈拒俄演説会〉での薛錦琴との邂逅にあった。小説家に転じた契機は 1903（光緒二十九年）年『漢口日報』事件にあった。さらに彼を《写情小説》に開眼させ小説執筆を指南したのは翻案小説「電術奇談」であったと思われる。

中国に於いて男女の愛情を描いた小説は‘言情小説’と呼ばれてきた¹⁴⁾。それらの小説は婚姻の必須条件を‘父母の命、媒酌の言’（家長の指示と仲人の薦め）とする儒教倫理の制約を強く受け、概ね文人や貴公子の権門高官令嬢との縁組や歌妓との悲恋を素材とし、その常套を外れると“淫書”とされた。吳趼人の《写情小説》は中上層階層知識人家庭の子女の恋心を描こうとするもので、従来の‘言情小説’にない現実味を帯びていた。但し最初の《写情小説》として発表した「電術奇談」は創作ではなく、英国小説の日本語訳を翻案したものである。「電術奇談」は‘写情小説’の名を冠して、1903（光緒二十九年）年 10 月 5 日から 1905（光緒三十一年）年 7 月にかけて

て雑誌『新小説』第8号から第2年第6号〈原第18号〉に、日本菊池幽芳氏之著・東莞方慶周訳述・我仏山人（呉趼人）衍義・知新主人評点という但し書きで連載された。原作は英国雑誌の懸賞小説を菊池幽芳が英文から日本語に翻案した「新聞賣子」である¹⁵⁾。その粗筋は次のようなものである。

インド藩王の娘麻耶子は英国人技師泰蔵と恋仲となる。彼女は帰国する泰蔵を追って英国に渡り結婚を承諾させる。泰蔵は友人の医師利一を訪ね催眠術の実験で命を落とす。利一は遺体をテムズ川に捨て泰蔵になりすますと預金や宝石を着服して逃げる。麻耶子は、身体面貌の引き攣った醜い新聞売子三吉に救われ、得意な歌と踊りで自立しようと決意し一躍スターとなる。利一は麻耶子に恋し奪った宝石を贈る。真相に気付いた麻耶子は催眠術をかけられ操られるが三吉たちに救われる。ある日三吉は電線に感電して昏倒し目覚めると引き攣れが取れ記憶を取り戻し泰蔵にもどった。

登場人物は英国人だが菊池幽芳は人名を麻耶子、泰蔵（三吉）と日本名に改めた。呉趼人はさらに麻耶子を鳳美、泰蔵を仲達、三吉を鈍三と改め、地名も中国名に改めた。そのほか雑話や議論を加筆したが、作品の基本設定、粗筋、人物の西洋型行動様式は変えなかった。訳文も菊池幽芳原文に忠実な直訳であるといえるので、以下中国語訳に沿って分析を進めたい。

この作品の特徴は女性主導の求愛、家長の理解、男性側の献身の三点である。ヒロイン王鳳美は高貴の出身にも関わらず恋愛と自立に奮闘する。現実社会の中国女性はもちろん従来の中国小説に登場するヒロインと一線を画する女性像だった。率直に意思表示する彼女の姿は、呉趼人に「拒俄演説会」で救亡を訴えた少女薛錦琴の記憶を彷彿とさせたのではないだろうか。鳳美の父の藩王は専制を好まず娘を拘束しなかったので鳳美は仲達と頻繁に行き来し恋仲になる。父は出奔した娘を案じて臥せりその来信を得ると直ちに結婚を許す。鈍三（実は記憶を喪失した仲達）は鳳美を思慕崇拝し献身的に尽す。

恋に人生設計に積極的に意思表示する鳳美や、娘の意思を尊重する父親、彼女に無私の愛情と献身を捧げる鈍三たち、非中国世界における男女のあり方は、当時の読者を一驚させたであろう。この作品がはかならぬ呉趼人自身に与えた影響の大きさは、その後、彼が恋愛小説の執筆に取り組んだことから察せられる。呉趼人は「電術奇談」を翻案した事で、女性の自己実現欲求と恋愛衝動の相関に目を開いたのではないと思われる。「電術奇談」は、呉趼人にとっては恋愛小説執筆の指南車であったといえる。呉趼人が「電術奇談」を発表して以来「写情小説」というジャンルが確立し清末に恋愛小説が盛行する。加えて、おそらくはこの「電術奇談」を濫觴として、以降の中国恋愛小説に“女子主導型恋愛”“献身型男子”“家長の恋愛容認”といった特徴が顕著となった¹⁶⁾と思われる。「電術奇談」はその後の中国恋愛小説の方向性を定めた作品であるといつてよいだろう。

2) 創作《写情小説》—伝統倫理との軋轢

「電術奇談」以降、1910（宣統二）年10月の急死までに呉趼人の発表した『恨海』『劫余灰』『情変』は、彼が中国人女性を題材とした恋愛小説創作を試み、中国における結婚、恋愛問題を模作していたことを示している。

(1) 『恨海』

呉趼人は『電術奇談』連載終了の翌 1906（光緒三十二）年 10 月『恨海』を刊行する。

彼は『恨海』第一回で、‘情’とは忠孝慈義等人倫の想いを湧出する源泉であるという持論を展開し、‘写情’とは人倫の根幹を描くのであり男女の情交を描くのではない、と力説している。作品は婚約中の首都官僚令息と富裕な商家令嬢が庚子事変による動乱の北京から上海へ南下する途次に生き別れ、再会してまもなく死別する悲劇を描く。ヒロイン張棣花は男女の同席を戒める儒教道徳に捉われ婚約者を避ける。婚約者の死後は‘守節’（婚約者や夫の死後再婚しない）¹⁷⁾する。儒教倫理に違背しない設定により、“淫書”などとの非難を被ることなく無難に中国小説初の‘写情’を果たした。

張棣花は儒教倫理と纏足に縛られ意思表示も行動もままならず危難に陥る。この作品は有事の際に伝統女性の見舞われる危険度の高さを露わにして、当時の読者の関心を集めたであろうと思われる。その点においてはある程度の啓蒙の功用を果たし得たといえよう。

(2) 「劫余灰」

「劫余灰」十六回は 1907（光緒三十三年）年 11 月から 1908（光緒三十四）年 1 月まで『月月小説』第 1 年第 10 号から第 2 年第 12 期（原 24 号）に連載された。作品の時代背景は 1905 年以前科学時代の清末である。婚約した広東郷紳（官位を持つ農村知識人）の息子張耕伯と農村儒學者の娘朱婉貞がどちらも婉貞の叔父に攫われる。耕伯は売猪仔館（中国人を誘拐し船で海外の農場や鉱山に搬送する犯罪組織）に、婉貞は妓楼に売られる。脱出した婉貞は、守節して二十数年後に帰国した耕伯と再会する。

ヒロイン朱婉貞は、天足（纏足しない天然の脚）と学識を活かして自力で危難を乗り越える。この作品の眼目は天足と女子教育の効用を訴えることであったろう。

(3) 「情変」

「情変」は呉趼人の創作ではなく前時代の作品を元になっている。原作¹⁸⁾は宣鼎（1832-1880 ?）著『夜雨秋灯録』¹⁹⁾ 卷三に収められた五千字程度の短編小説「秦二官」である。粗筋は以下のようなものである。

時代は清初、登場人物は、白鳳と呼ばれる美少年秦二官と白蓮教徒の輕業興業師の娘冠阿良である。妖婦阿良は秦二官を見初めて攫い同棲する。親が連れ戻し別の男と結婚させるが夫を殺し再び二官を攫い軟禁する。二官が脱出して訴えたので捕えられて処刑される。二官は刑場で自害する。その時の獄官も阿良に魅入られ頓死する。

呉趼人は「秦二官」を全十回予定の小説に改作し、「情変」と題し 1910（宣統二）年 6 月 22 日から急死する 10 月まで『輿論時事報』に八回分を連載した。

時代は清後期、登場人物は大地主の息子秦白鳳（幼名秦二官）と白蓮教末裔で武術興業師冠四爺の娘冠阿男である。阿男は美貌の白鳳に恋し夜這いして関係を迫り密かに神前に婚礼を挙げる。周囲の反対に遭うと白鳳を攫って駆け落ちするが連れ戻され余所に嫁がされる。白鳳も許嫁と結婚し一児を得る。

作品はここで絶筆となるが、呉趼人は十回分の題目を事前に予告しておりおよその結末が予測

できる。それによると、阿男が夫を殺して処刑され、白鳳が自害し、妻が守節して遺児を育てる。白鳳の妻と遺児の存在を除けば原作とはほぼ同じ結末を示している。

「秦二官」に顕著な特徴は男女の性格行動の逆転である。呉趼人は『情変』で女主人公の名前を阿良から阿男に変え男女の性格逆転をより鮮明にした。さらに白鳳は阿男の強さに、阿男は白鳳の優しさと美しさに魅かれる設定として、恋愛契機においても男女を逆転させている。「秦二官」は事件性に焦点をあてているが、「情変」は阿男の主導に白鳳が従う二人の関係叙述に重きをおき、阿男の恋愛衝動や心理の詳細な描写を付加している。

先述したように呉趼人が「電術奇談」を翻案発表して以降、「女子主導型恋愛」「献身型男子」「家長の恋愛容認」という特徴が中国恋愛小説に顕著となった。しかし呉趼人は、男女の愛情を「人倫の根幹」と説き、儒教道徳に違背しない愛情描写を心がけた。その為に彼の創作写情小説に『電術奇談』に現れた特徴は反映されなかった。彼の作品中、肯定的に描かれている女性は『二十年目睹之怪現狀』九死一生従姉と「劫余灰」朱婉貞である。二人とも学識豊かで気概ある女性として描かれている。どちらも儒教倫理に従い守節して、養子に得た同族の男児を教育して後半生を送る。彼女たちの人生は、彼の知る知識人女性の生き方の限界を示していたといえる。

しかし呉趼人の小説執筆時期に三〇年余遡る「秦二官」は既に「女子主導型恋愛」「献身型男子」の特徴を顕していた。『夜雨秋灯録』（1877）は清末に広く流布したという。「秦二官」の「儒教拘束の緩い農村の武俠の娘の恋」という設定と粗筋に接した呉趼人は、限界の解決に天啓を得たのではないだろうか。彼は「秦二官」の骨子の上に女性の恋愛心理、愛情表現を付加した「情変」を描いて、中国人女性の恋愛行動描写を試みたのである。

4. まとめ 一自己実現と愛情表白

呉趼人は拒俄演説会で、女性のあり方の国家のあり方との関りという問題意識を抱くに至った。以来、彼は伝聞逸話の収集に勤め『二十年目睹之怪現狀』を描いて清末社会の実態に迫ろうとした。その中で有為の女子を輩出し得る社会環境と女子を挫く社会要因の究明に努めたと思われる。同時に彼は、外国人女性を主人公とする「電術奇談」翻案を契機として、纏足と伝統倫理の拘束を受けない女性の、意思に基づく結婚の希求と自己実現能力とに目を開かれた。さらに、家長や夫の意識改革に着目した。そこで《写情小説》創作を試み、伝統社会に生きる女性の自己実現への道を探り、女子教育と纏足禁止²⁰⁾に活路を見出した。最後に、男女の立場逆転を特徴とする作品「秦二官」の特性を拡大して「情変」を描いた。彼自身、娘に「呉錚錚」と雄々しい名を与え纏足を禁じ天足会に入会させた。彼は中国女性が纏足から解放され、教育を受けて自立し危難から身を守り、かつ救亡の助けとなる社会を志向したと思われる。それは当時においては卓越した認識であった。作品の連載出版量から見ても清末民国初の社会に相当の警醒を果たし得たと考えられる。

五歳で父親を喪った呉趼人の娘呉錚錚（1905.3.28-1971.1.4）は無事に成人し、広東人蘆玉麟と結婚して一男一女に恵まれ解放後も長く上海に健在でいた²¹⁾。彼女は父が「例え嫁に行けなくとも纏足させてはならん」と母に娘の纏足を禁じた事を覚えていた。2012年ノーベル文学賞を受賞した作家莫言は「ノーベル賞授賞式講演」で亡き母の凛々しく貧しく苦しい人生について語った。1922年生れという莫言の母は解放後の農村で密かに落ち穂拾いをして見張りに見つか

纏足のため逃げられず捕まって殴り倒されたという。纏足が平和な時代にも女性の生存を脅かしていたことに驚かされる。一世代上で 1905 年生れの呉錚錚が日本軍の侵略、国共内戦、文革の動乱を生き延びるのにどれほど天足の恩恵に浴したか想像に難くない。天足と教育（呉錚錚の受け得た教育は明らかでないが、呉趼人は生前に小学校を創設している）は先ずその娘の人生に効用を現したといえる。

呉趼人は薛錦琴を目撃した原体験に基づき、救亡への助勢という観点に立って行動力と学識定見ある女性を称揚して作品中に反映させた。清末においては民族革命論者の中にも見られない独自性に富む認識であった。彼はさらに女性の愛情開放と自己実現との相関に着目した。それは、当時“文明（開明）”を標榜する男性の中であってさへ稀有の主張であったに違いない。彼は《写情小説》において愛情を自覚した女性が自らの意思で人生を選択する姿を描いた。愛情に基づく結婚をはじめ自身の志を貫き自立した女性が救亡を担うことを期待して、作品中で女子教育、天足を訴え、男性の意識変革を求めた。その意義と功績は高く評価されるべきであろう。

註

- 1) 阿英『晚清小説史』人民文学出版社、1980 年、（北京版）、1 頁（原刊は 1937 年商務印書館。1955 年作家出版社より再版）。
- 2) 1902 年、梁啓超は雑誌『新小説』（月刊 1906 年 1 月まで全 24 号を発行）を創刊し、第 1 号に「論小説与群治之関係」を発表し小説による啓蒙運動の必要を主張した。
- 3) 阿英『晚清小説史』人民文学出版社、1980 年、（北京版）、173 頁
付建舟『近現代転型期中国文学論稿』鳳凰古籍出版社、2011 年、247 頁
- 4) 拙稿「小説家呉趼人の出発点」関西大学『中国文学紀要』、15 号、1994 年、1 頁
王立興「呉趼人と『漢口日報』—対新發現の一組呉趼人材料的探討」『中国近代文学考論』南京大学出版社、1992 年、52 頁
- 5) 楊天石、王学庄編『拒俄運動 1901-1905』、中国社会科学出版社、1979 年
- 6) 拙稿「清国の少女傑薛錦錦」中国文芸研究会編「中国文芸研究会会報」172 号、1996 年、6 頁
薛錦琴の生卒年は註 7 孫元の記述によった。
- 7) 孫元「南洋中学最早的女生」2013.2.16 閲覧
(<http://www.nygz.xhedu.sh.cn/Dangan/printpage.asp?ArticleID=697>)
- 8) 『新石頭記』（40 回）1905 年『南方報』登載。中州古籍出版社 1986 年版を使用、128 頁
- 9) 『二十年目睹之怪現狀』全 108 回。《社会小説》を標榜し「我佛山人」の署名で雑誌『新小説』第 8-15、17-24 号に 1903 年 10 月から 1906 年 1 月にかけて連載され第 45 回で中断した。その後 1911 年 1 月までに上海広智書局より甲巻から辛巻まで全八巻に分けて出版された。
- 10) 『趼塵筆記』海風主編『呉趼人全集』北方文芸出版社 1998 年第 7 巻版、〈神簫〉217 頁、〈紀痛〉246 頁、〈制煤油〉260 頁、〈果報〉262 頁
『上海三十年艷跡』〈金巧林〉294 頁、〈後二怪物〉281 頁
『趼塵詩刪剩』同第 8 巻版を使用、〈課弟〉131 頁、〈清明日借瑞棠弟展君宜大弟墓、用辛卯「都中寻先兄墓」韵（八首）〉142 頁、〈七月十九日夜接季父电、诏赴陵省疾、即夜成行、戚友知

- 己都不及走告、賦此留別（二首）》145 頁、〈宜昌奔季父喪歸、道出荊門、紀以一律〉149 頁
- 11) 高伯雨『『二十年目睹之怪現狀』索隱』『吳趼人全集』第 10 卷、472 頁
陳幸蕙『『二十年目睹之怪現狀』研究』國立台灣大學出版委員會、1982 年
王俊年『吳趼人年譜』『我廬山人文集』第 8 卷、花城出版社、1989 年、3 頁
- 12) 包天笑『鉤影樓回憶錄』、香港大華出版社、1971 年
- 13) 註 11 陳幸蕙『『二十年目睹之怪現狀』研究』、136、146 頁
- 14) 吳礼權『中国言情小説史』台灣商務印書館、1995 年
- 15) 樽本照雄「吳趼人「電術奇談」の原作」、中国文芸研究会編『中国文芸研究会会報』54 号、1985 年、8 頁
「吳趼人訳「電術奇談」余話」上 清末小説研究会編『清末小説から』41 号、1996 年、1 頁「同」下 同誌 42 号、1996 年、1 頁
- 16) 拙稿「恋愛描写と男女のあり方—清末民初の短編小説から」『一海・太田退休記念中国学論集』翠書房、2001 年、38 頁
- 17) 守節について以下の著作を参考にした。
○夫馬進「中国明清時代における寡婦の地位と強制再婚の風習」前川和也編『家族・世帯・家門—工業化以前の世界から』、ミネルヴァ書房、1993 年
○白水紀子『中国女性の 20 世紀 近現代家父長制研究』、明石書店、2008 年
○野村鮎子『歸有光文学の位相』、汲古書院、2009 年
- 18) 拙稿「吳趼人『情変』の原作について」清末小説研究会編『清末小説から』62 号、2001 年、13 頁
- 19) 作者宣鼎（1832-1880?）は字子久、号瘦梅。安徽省天長の人。『夜雨秋灯録』項純文校点黄山書社 1995 年版を使用。原刊は 1877 年上海申報館
- 20) 吳趼人は『新石頭記』（40 回）で「女子を玩具とするのはすでに中国男子の天性となり、女子の方も久しく玩具となるのに甘んじてきた。今、この残忍な風習を止めさせるのに何故女子に勧めるだけでなく男子にも勧めないのだ？」（同註 8 中洲古籍出版社版 57 頁）と、賈宝玉に主張させている。
- 21) 『吳趼人全集』第 10 卷、63、64 頁

Research on Domestic Violence and Gender Differences

Akiko ODA
(Kyoto University)

The Act on the Prevention of Spousal Violence and the Protection of Victims was passed in Japan in 2011. Although the social problem of domestic violence (DV) had been reported intermittently until then, the enactment succeeded in giving prominence to DV, and its name recognition rose considerably.

The mention of “domestic violence” usually brings to mind a picture in which the male is the offender and the female is the victim. In recent years though, the male has drawn attention as the victim, courtesy of being mentioned in various investigative reports.

In this research, I have done a metrical analysis of the victims of domestic violence. For my analysis, I have made use of the data in “The Citizen Opinion Poll about Gender Equality in Sakai-city.” My analyses, particularly the gender comparisons, clearly show the various differences between the male and female victims.

Initially, I analyzed what people regarded as acts of “violence.” Between men and women, there is no significant difference in their recognition of violence. While many people consider physical assault and rape as clear examples of abuse, others do not consider being ignored as abuse.

Next, I have analyzed whether age is a factor in differentiating domestic violence between men and women. While more women suffer domestic violence when compared with men, it became clear in this research that there was a remarkable increase in the number of men who experienced domestic violence after they reached an advanced age.

Finally, when I analyzed whether the victims consulted anyone, the results showed that 62.5% of female and 88.8% of male victims did not consult anybody.

ドメスティック・バイオレンス被害の性差に関する研究

織 田 暁 子
(京都大学大学院)

1. 問題

1) 問題の背景：ドメスティック・バイオレンスをめぐる議論

2001 年、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が制定された。それ以前から、ドメスティック・バイオレンス (DV) に関する社会問題はさまざまに報道され、大きな注目を浴びていた。しかし法律制定を機に、その認知度は大きく上がった。この法律の制定以前も夫の暴力の被害を受けていた女性たちは数多く存在していたが、法律上は、夫の妻への暴力は、国家が介入すべき事柄とはみなされていなかった¹⁾。この法律の制定をもって、たとえ家庭内のことであっても配偶者からの暴力は犯罪となり、加害者は罰せられ、被害者は国家による保護を受けることが明文化された。またこの法律では「配偶者からの暴力」は「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（第 1 条）」と定義された。つまり、殴る蹴るといった直接的な暴行だけでなく、脅しや精神的に追い詰めるような言動も「暴力」であるとされたのである。たとえば内閣府男女共同参画局による「男女間における暴力に関する調査」では、男女間における暴力を、「身体的暴行（＝身体に対する暴行を受けた）」「心理的攻撃（＝精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた）」「性的強要（＝性的な行為を強要された）」の 3 つに分類している。こうしてドメスティック・バイオレンス（以下、DV）という言葉や概念は、急速に広まっていった。

内閣府男女共同参画局による 2011 年の調査によると、女性の 10.6%、男性の 3.3% が、これまでに配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれかを 1 つでも受けたことが「何度もあった」と答えている²⁾。また、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は年々増加傾向にあり、2002 年には 35000 件余りであった相談件数が、2011 年には 82000 件まで増加している³⁾。そして配偶者暴力防止法施行から 2011 年 12 月末までの間に、発令された保護命令の件数は計 20477 件にものぼる。かつて配偶者暴力は今よりも見えにくい存在であったため、これだけで近年になって増加してきたと言い切ることはできないが、少なくとも配偶者暴力の認知件数は、この 10 年で著しく増加している。

そして近年新たな動きとして、女性から男性への DV に関する話題が取り上げられることが多い。たとえば 2009 年に横浜市がおこなった調査⁴⁾ は、言葉による暴力を受けた経験は男性の方が女性よりもわずかながら多いという結果を示した。また女性と比べ男性の方が被害の相談に行っていなかった。現在自治体等が行っている DV 対策において、DV の被害者は女性が想定されていることが多く、男性被害者の行き場がないことも話題となった。

2) 先行研究

DVに関しては現在、内閣府や各地方自治体がさまざまな意識調査や実態調査を行っている⁵⁾。これらの調査報告書を通じて、社会問題として広まることとなった。こうした調査はもともと「女性に対する暴力」についての調査として行われてきた背景がある。日本において「女性に対する暴力」は1970年代以降の女性解放運動を中心に強姦や買春を指し、1990年代にドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントといったより多様な暴力へと広がっていった⁶⁾。また、初期の活動は暴力被害の当事者や支援者、法律・医療・福祉の専門職らを中心に担われ、ドメスティック・バイオレンス研究は、運動と密接にかかわってきた。

そもそもドメスティック・バイオレンスの研究は、アメリカにおけるバタード・ウーマン (battered women、被虐待女性)⁷⁾ への着目からはじまった。バタード・ウーマンとは男性の常習的暴力 (battering) によって心身がぼろぼろになった女性を指し、1970年代の女性解放運動を機に社会的に認識されるようになった。これまで家庭内暴力被害に合う女性にはほとんど目を向けられてこなかったが、これ以降、女性のためのシェルターなどバタード・ウーマンへの支援体制がととのえられていった。

こうした背景を受けて、DV研究は、主に女性被害者、男性加害者の研究の蓄積が厚くなっている。しかしながらアメリカでは、日本と比べると、比較的早い時期から男性被害者にも目を向けられてきたという。Straus (1979)⁸⁾ は、夫婦間の葛藤解決策をはかるCTS (Conflict Tactics Scale) という尺度を提唱して実証分析に取り組んだ。これは、夫婦間の葛藤を解決するために「話し合い」、「口げんか」、「暴力」の何を用いる傾向があるかを測るものである。この尺度を用いたアメリカでの分析の結果、男女に暴力使用度の有意な差がないこと、つまり妻も夫に対し同程度の暴力をふるっていることが明らかとなった。これはしばしば、家庭内の暴力は性的に対称であるとして女性被害者への支援を必要としない根拠としても用いられ、フェミニストや女性運動家からの批判を受けた⁹⁾。また女性からの暴力はあったとしてもそれは自己防衛的なものだとする反論もなされた。しかしながら、これはDVの量的研究の発展に大きく貢献し、実証研究は男女双方向的にすすめられるようになった。男性被害者はバタード・マン (battered man) として論じられ、現在では男性被害者についての研究レポートも出版されている¹⁰⁾。

日本では熊谷 (1979) が、Strausと同じ枠組みを用いて日本・インド・アメリカの夫婦間暴力を比較した¹¹⁾。アメリカでは妻も夫と同程度の暴力を行使する一方で、日本やインドなど東洋では、女性には女性らしくという要求が働き、妻が夫に暴力を行使することは減多になかったことを明らかにした。日本においては、夫婦間暴力はあくまで男性から女性へのものとして発現していた。しかし女性は女性らしくして、夫に暴力など振るわないという固定的なジェンダー規範が変化していくことで、将来、暴力における男女差は縮小されていくだろうという展望を述べた。

近年日本でも、女性被害者以外のDV研究がみられる。北仲 (2010) は、女性被害者が多いDV問題の対策に画一的にジェンダー中立的に取り組むことは論外だとしながらも、男性から女性以外のDV被害を定義することの重要性を主張する¹²⁾。北仲は相談センターでの実証分析から、LGBT当事者間のDV、女性から暴力の被害を受けた男性への対策や相談窓口が不十分であることを指摘した。ヘテロ女性以外からの相談を受けた場合、相談員も戸惑い、適切な対応がとれない状況がある。

また男女間の被害経験の比較を行った研究としては、石川（2005）や清水・吉原（2007）などがある。石川（2005）は女性のDV被害経験率は男性に比べて顕著に高く、男性のDV加害経験率は女性よりも高いことを示し、DVは事実上男性から女性への暴力行為であると述べた¹³⁾。一方清水・吉原（2007）は、DVの「非対称性問題」すなわち、男性加害者—女性被害者という一般的理解に疑義を投げかけた¹⁴⁾。この実証分析の結果では、あらゆる暴力被害の経験割合に男女差が見られなかったことが示された。さらに、「ふくれて口を聞かない」と言う項目では男性の方が女性よりも被害経験の割合が高いことから、DVは双方向的な存在であると主張した。しかし医療的処置が必要になるほどのケガを負うなどくに深刻な暴力に限ると、その被害者は女性に多い。深刻な暴力に限定した場合に限っては、男女の暴力の非対称性が存在していたと述べた。

DV被害は、その被害の深刻さもさることながら、それを公にする困難さがしばしば指摘されている。家庭内の問題を公にすることは「家族の恥」であるといった考え、経済的な不安、加害者が「自分の子どもの親」でもあるということなどが、暴力の告発や相談を困難にしている¹⁵⁾。これは男性の場合、特に顕著になると考えられる。暴力、とくにDVの被害者となることは、「男らしくない」ことである。男性の性暴力・性虐待の被害経験者は「男らしさ」の規範の中で、その経験を認めることができず、人に相談したりすることが困難である¹⁶⁾。同様の事情が家庭内暴力においても起こり得る。現在のジェンダー秩序の中で、被害者となってしまった男性がその被害を訴えることは、より難しいと考えられる。

3) 本研究の目的

本研究の目的は、DVの被害経験の男女差について、実証的に分析することである。すでに述べたように、大きな社会問題となっているDVであるが、計量社会学の分野ではあまり研究がすすめられていない。また近年、DVの男性被害者に対する対策が不十分であることが指摘されている。男性の相談窓口が設けられているところはまだ少なく、シェルターには男性が入れないことも多い。男性被害者に対しては、ようやく対策がとられはじめたところである。しかし、その際どのような対策が必要なのか、男性も女性と同じような対策が有効なのか、もしくは特別な対策が必要なのかを明らかにしなくてはならない。そのためには、男性被害者が女性被害者と同じような経験をしているのか、それとも異なるのかを知る必要がある。これまでのDV研究は男性加害者と女性被害者という枠組みで研究されてきた背景があるので、男性被害者についての研究は十分ではない。

そこで本研究では、男性も対象に含めた調査データを用い、男女のDV被害の傾向に違いがあるか、あるとすればどのようなものかを明らかにする。また年齢に着目し、ライフコースのどの時点で被害を経験するのか、それに男女差はあるのかを検討する。さらに、DV被害経験者がどのような対応（相談）をとるかを男女別に比較することで、男女のDV被害者の実態と必要な対策に差があるのか否かを明らかにする。

2. データと方法

本研究では、2種類のデータを用いて分析を行う。まず、DVの被害経験に関する分析のために、

福井県坂井市役所・総務部まちづくり推進課が2012年に実施した『男女共同参画に関する市民意識調査』の個票を利用する。この調査は2012年2月に実施されたもので、市内を4地域に分け、各地域から20代～70代の各年代の男女50人ずつを抽出（地区(4)×年齢(6)×性別(2)×50人）、2400名を対象としている。得られた回答数は1007名で回収率は42.0%である¹⁷⁾。

またDVの実態把握の前に、DVに対する人々の意識をみるために、5年前に同じく坂井市で実施された『平成19年度男女共同参画市民意識調査』も利用する。この平成19年度調査に関しては、個票ではなく集計データを用いる。

(1) 平成24年度男女共同参画市民意識調査

平成24年度男女共同参画市民意識調査には、「あなたは、これまでに配偶者または恋人から次にあげるような暴力（ドメスティック・バイオレンス）を受けたことがありますか？(1)～(7)でそれぞれあてはまる欄の数字1つに○を付けてください」という設問がある。7つの項目とは、以下である。

- (1) ながる、けるなどの身体的暴行〈暴行〉
- (2) ののしる、おどす、大声でどなるなどの言葉による暴力〈言葉〉
- (3) 何を言っても長時間無視される〈無視〉
- (4) 交友関係や電話を細かく監視される、外出を妨害される〈監視〉
- (5) 嫌がっているのに性的な行為を強要される〈性的〉
- (6) 見たくないのに、わいせつなビデオや雑誌を見せられる〈猥褻〉
- (7) お金の使い方を細かくチェックされる〈金銭〉¹⁸⁾

これらの7項目に対し、それぞれ「何度もあった」、「1、2度あった」、「全くない」の3つの選択肢から回答している。本研究では、「何度もあった」と「1、2度あった」を「被害経験あり」と、「全くない」を「被害経験なし」として分析を行う。

まず、調査結果をもとに男女別・年代別にクロス集計し、DV被害経験の男女差や年齢による違いを比較する。

またこの調査では、上にあげた暴力のいずれか1つでも経験したことのある人を対象として、「どこかに相談しましたか」と尋ね、さらにその設問で「相談しなかった」と回答した人に「どこにも相談しなかったのはなぜですか」と相談しなかった理由を選択肢から選ぶ設問も尋ねている。これを利用して、DV被害経験後の対処についての男女差を確認する。

(2) 平成19年度男女共同参画市民意識調査

平成19年度男女共同参画市民意識調査には、「あなたは、次のようなことが配偶者間（事実婚や別居中を含む）や恋人、パートナーの間で行われた場合、それを暴力だと思いますか」という設問がある。ここでは以下の12項目について尋ねている。(1)平手で打つ、(2)足でける、(3)身体を傷つける可能性のあるものなどで殴る、(4)蹴るふりをして脅す、(5)刃物などを突き付けて脅す、(6)大声でどなる、(7)「誰のおかげで生活できるんだ」「役立たず」という、(8)何を言っても長時間無視し続ける、(9)相手の交友関係や電話を細かく監視する、(10)相手が嫌がっているのに性的な

行為を強制する、(11)見たくないのにアダルトビデオやポルノ雑誌を見せる、(12)生活費を渡さない、の12項目である¹⁹⁾。これは平成24年度の項目とは異なるワーディング、異なる項目が含まれている。この12項目のうち、前述の7項目に対応すると考えられる10項目（A～J）の分析を行う²⁰⁾。

表1 平成24年度調査項目に対応させた平成19年度調査におけるDV項目

平成24年度	平成19年度	暴力の項目
(1)暴行	A	平手で打つ
	B	足でける
	C	身体を傷つける可能性のあるもので殴る
(2)言葉	D	大声でどなる
	E	誰のおかげで生活できるんだ、役立たずと言う
(3)無視	F	何を言っても無視し続ける
(4)監視	G	相手の交友関係を細かく監視する
(5)性的	H	相手が嫌がっているのに性的な行為を強制する
(6)猥褻	I	見たくないのにアダルトビデオやポルノ雑誌を見せる
(7)金銭	J	生活費を渡さない

回答の際に与えられた選択肢は「どのような場合でも暴力にあたると思う」、「暴力にあたる場合とそうでない場合がある」、「暴力にあたると思わない」の3つである。この設問を男女別に集計したデータを用い、まず男女のDVに対する認識の違いを比較する。

3. 分析と結果

1) どのようなことを暴力だと感じるか

まず、平成19年度のデータを用い、人々が何を暴力であると考えているかをみる。このデータは2)、3)の分析に用いるデータの前回調査にあたる調査からのデータであり、5年間のズレがある。しかしながら内閣府男女共同参画局が行った「男女間における暴力に関する調査」の平成18年度報告書と平成22年報告書における同様の設問の調査結果を比較すると、4年間で大きな変化は見られず、ほぼ同様の傾向、同様の数値を示している。全国調査において4年間で大きな変化が見られないことから鑑みるに、今回の調査データにおいても、5年前と大きな変化はないことが推察されるため、この地域におけるDV観を知る手掛かりとなると考えられる。そのためDV被害経験の分析に入る前に、これを利用して暴力についての意識をみることにする。

2)の分析に用いる7つの行為に対応する10項目（A～J）について、暴力にあたると思うかどうかを尋ねた設問の回答を図1に示す。

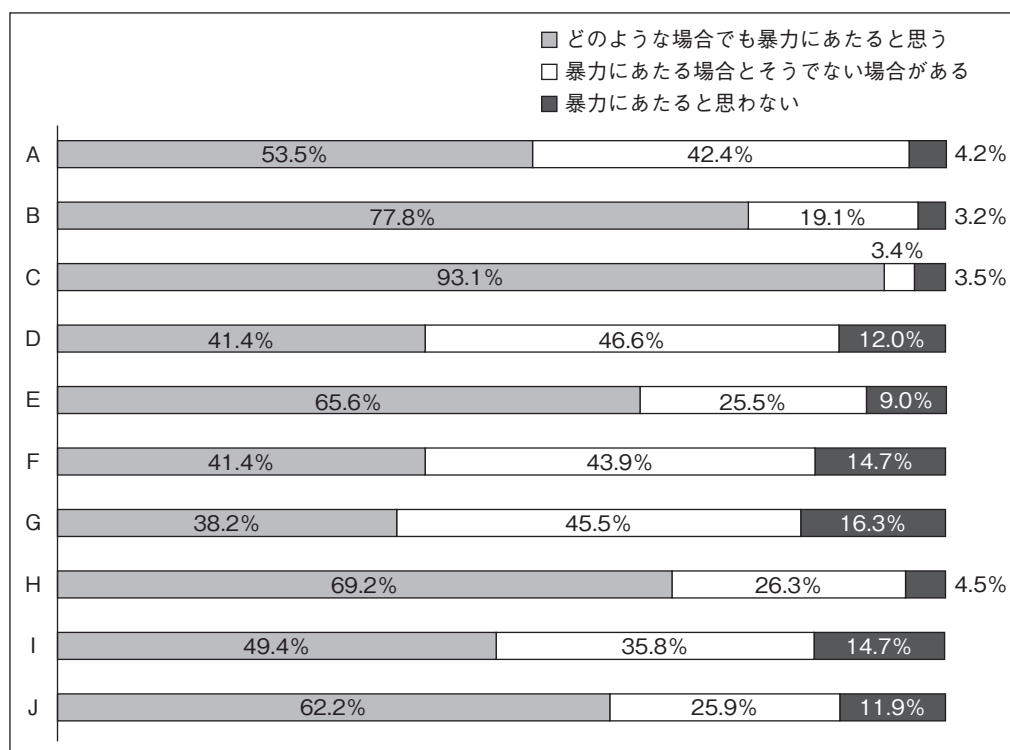


図 1 暴力としての認識割合

「暴力にあたると思わない」と回答した割合は最も高い割合でも 16.3% であり、各項目間あまり大きな差は見られない。しかし「どのような場合にも暴力にあたる」行為と「場合による」行為の差は大きいといえるだろう。「B 足で蹴る」、「C 身体を傷つける可能性のあるもので殴る」といった身体的暴行や、「H 性的行為の強要」といった直接的な行為は「どのような場合にも暴力にあたる」と認識している割合が高くなっている。ただし、同じ身体的暴行と言っても、平手で殴る、足で蹴る、もので殴るといった違いによって、それを暴力と捉えるか否かに大きな差が生じている。一方で、「D 大声でどなる」、「F 無視」、「G 交友関係の監視」、「I アダルトビデオを見せる」などといった行為に関しては、「どのような場合にも暴力にあたる」と回答した割合は半数を下回り、「場合による」、「暴力にあたると思わない」という回答が多くなっている。

次に男女で DV の認識に差があるか否かを比較する。男女別割合とピアソンのカイ二乗検定、残差分析の結果を示したものが表 2 である。有意な男女差が見られる箇所は、その割合が有意に高ければ太字で、低ければ斜体下線で示している。

表2 暴力としての認識の男女差

			どのような場合でも暴力にあたると思う	暴力にあたる場合とそうでない場合がある	暴力にあたると思わない	χ^2
暴行	A	平手で打つ	男 51.5%	44.1%	4.4%	1.4
			女 55.4%	40.9%	3.6%	
	B	足でける	男 79.3%	18.1%	2.6%	0.9
			女 76.8%	20.0%	3.2%	
	C	身体を傷つける可能性のあるもので殴る	男 93.3%	4.4%	2.3%	4.5
			女 93.6%	2.4%	4.0%	
言葉	D	大声でどなる	男 <u>33.6%</u>	54.5%	12.0%	19.8 ***
			女 47.8%	<u>40.5%</u>	11.7%	
	E	誰のおかげで生活できるんだ、役立たずと言う	男 59.6%	31.6%	8.7%	15.4 ***
			女 70.6%	<u>20.2%</u>	9.3%	
無視	F	何を言っても無視し続ける	男 38.6%	46.3%	15.2%	3.2
			女 44.5%	41.9%	13.6%	
監視	G	相手の交友関係を細かく監視する	男 38.7%	45.6%	15.6%	0.3
			女 37.8%	45.2%	17.0%	
性的	H	相手が嫌がっているのに性的な行為を強制する	男 65.3%	30.6%	4.1%	6.5 *
			女 72.4%	23.0%	4.7%	
猥褻	I	見たくないのにアダルトビデオやボルノ雑誌を見せる	男 46.9%	38.9%	14.2%	3.2
			女 51.3%	33.1%	15.6%	
金銭	J	生活費を渡さない	男 56.7%	31.0%	12.3%	10.1 **
			女 66.3%	22.0%	11.8%	

*** $p < 0.001$ 、** $p < 0.01$ 、* $p < 0.05$ それぞれ 0.1%、1%、5% 水準で有意を表す。

また各セル内の数値が有意に高い値をとる場合は太字、低い値をとる場合は斜体下線で示した（5% 水準）。

「大声でどなる」、「誰のおかげで生活できるんだ、役立たずと言う」、「相手が嫌がっているのに性的な行為を強制する」の3つで、男女の認識に5%水準で有意な差が見られた。「大声でどなる」ことは、女性は「どのような場合にも暴力にあたると思う」と考える割合が高くなり、男性は「暴力にあたる場合とそうでない場合がある」と考える割合が高くなっている。「誰のおかげで生活できるんだ～と言う」ことも同様に、男性は「暴力にあたる場合とそうでない場合がある」と考える割合が高くなり、反対に女性は低くなっている。言葉の暴力に関して、男性よりも女性の方が暴力と認識しやすいといえる。また「生活費を渡さない」ことも、男性は「暴力にあたる場合とそうでない場合がある」と考える割合が高くなっている。「相手が嫌がっているのに性的な行為を強制する」ことは、カイ二乗検定では有意な結果となったが、残差分析によっては有意な差が見られなかった。

それ以外の項目については、「どのような場合にも暴力にあたる」、「暴力にあたる場合とそうでない場合がある」、「暴力にあたらない」と考える傾向は男女に大きな差は見られない。

2) ドメスティック・バイオレンスの被害経験

次に、DVの被害の経験を男女別に確認する（表3）。ここでは、このような暴力の経験を「何度もあった」と「1、2度あった」をあわせて「被害経験あり」とし、「被害経験なし」と2つのカテゴリーにわけて分析を行った。

表3 DVの被害経験の男女差

		あり	なし	N	χ^2	
1 なぐる、けるなどの身体的暴行 〈暴行〉	男	<u>7.3%</u> (26)	92.8% (334)	360	19.6	***
	女	18.2% (78)	81.8% (351)	429		
2 ののしる、おどす、大声でどなるなどの言葉による暴力〈言葉〉	男	<u>22.4%</u> (82)	77.6% (284)	366	13.8	***
	女	34.7% (149)	65.3% (281)	430		
3 何を言っても長時間無視される 〈無視〉	男	21.2% (77)	78.8% (287)	364	0.06	
	女	20.2% (85)	79.8% (336)	421		
4 交友関係や電話を細かく監視される、外出を妨害される〈監視〉	男	<u>5.9%</u> (21)	94.1% (336)	357	9.3	**
	女	12.5% (53)	87.4% (363)	422		
5 嫌がっているのに性的な行為を強要される〈性的〉	男	<u>2.3%</u> (8)	97.7% (347)	355	33.0	***
	女	14.2% (60)	85.8% (363)	423		
6 見たくないのに、わいせつなビデオや雑誌を見せられる〈猥褻〉	男	<u>0.6%</u> (2)	99.4% (352)	354	6.7	**
	女	3.5% (15)	96.4% (407)	422		
7 お金の使い方を細かくチェックされる〈金銭〉	男	13.4% (48)	86.6% (311)	359	2.5	
	女	9.5% (41)	90.4% (388)	429		

ただし、各項目での無回答は削除して結果を示しているので、Nの値が異なっている。

*** $p < 0.001$ 、** $p < 0.01$ 、* $p < 0.05$ それぞれ 0.1%、1%、5% 水準で有意を表す。

また各セル内の数値が有意に高い値をとる場合は太字、低い値をとる場合は斜体下線で示した（5% 水準）。

「無視」と「金銭」については男女に差はみられなかったが、それ以外については男女に有意な差がみられた。すべて、女性の被害経験が有意に多いことがわかる。最も被害経験が多いのは「言葉」による暴力で、男性の 22.4%、女性の 34.7% が 1、2 度、もしくは何度も経験している。女性の場合、18.2% が「暴行」を受けた経験があり、14.2% が「性的」行為を強いられたことが

あるなどあらゆる暴力において一定の被害経験者がいる。一方で男性は、「性的」、「猥褻」暴力を受けた割合は極めて少なかった。また統計的に有意な結果は得られなかったものの、「金銭」に関しては、むしろ男性の方が被害を経験している割合が高い。

これらの7つの暴力のうち、少なくとも1つ以上の暴力を、1、2度でも経験したことのある人は、男性は36.6%（134人）、女性は44.9%（193人）にのぼる。やはり女性の方が、被害を経験する割合が高くなっている。

次に、年齢別に暴力の被害経験を比較する。表4は、7つの項目のうちひとつの暴力でも、一度以上経験した人の割合を示したものである。

表4 年齢によるDVの被害経験者の割合の差

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	χ^2
男	19.2% (10)	25.0% (14)	35.4% (23)	34.2% (27)	39.8% (37)	52.3% (23)	14.9 *
女	<u>21.2%</u> <u>(14)</u>	40.9% (36)	47.6% (39)	44.8% (39)	45.9% (49)	50.0% (25)	17.6 **

ただし、暴力を一つでも、一度でも経験したことのある割合

*** $p < 0.001$, ** $p < 0.01$, * $p < 0.05$ それぞれ0.1%、1%、5%水準で有意を表す。

また各セル内の数値が有意に高い値をとる場合は太字、低い値をとる場合は斜体下線で示した（5%水準）。

男性は70代で有意に被害経験が多く、一方女性は20代で有意に被害経験が少ない。本研究で用いた調査においては、近年の被害経験ではなく、「今までに」経験した被害を尋ねているので、年齢が高くなるにつれて被害経験が増えることは至極当然のことのように思われる。しかしこれについては、少なくとも2通りの解釈をすることができる。まず前述のように、年をとるごとにDVを経験する割合が高まっていくという解釈ができる。もうひとつは、DVの法律が制定されたり、社会問題化したりする以前は、今よりも多くの暴力が行われており、現在の高齢層は若い頃すでに多くの暴力を経験していた。そのためこの場合、現在の若齢層は将来的にも同様の暴力を経験しないことが予想される。

本研究で用いた調査は1時点での調査であり、また被害経験の時期を尋ねてはいないため、どちらかの結論を出すことはできない。ゆえにここでは2通りの解釈を示しておく。

仮にこれが加齢による効果だとするならば、男性は年齢とともに暴力被害を経験した人が増加していき、とくに70代以降に暴力被害を受ける人が多くなることになる。一方女性は30代のうちに1度は暴力被害の経験を受ける人が40%を超え、以降は新たに暴力を受ける人はあまり増加しないことになる。すなわち、女性の暴力被害経験の始まりは若年層、男性の場合は高齢層に多いとすることができる。

一方、これが時代の変化によるものだとするならば、女性に関しては、現在の20代の女性がパートナーをもつようになったここ10年以内に、DVについての認識が広まり、対策がすすんだことで、暴力の被害が減少した可能性がある。これは今後の動きを見なくては結論付けられないが、DV認識の広まりや法整備が、何らかの変化を生んだ可能性もある。

また男性については、70代の男性が若い頃、もしくはその世代の人は暴力を受ける傾向が高かったが、何らかの社会変化により60代以下の男性の世代では、暴力を受ける機会が減ったことになるが、この解釈は納得しがたいもののように思われる。また、男性の被害の内訳をみると、統計的に有意ではないものの、70代の男性で「金銭」の暴力を経験した人が多くみられる。この年齢層だけ、若い頃に金銭を管理される経験のある男性が多いと考えることも難しい。つまり男性においては、時代の効果によるものではなく、高齢になってから暴力被害を受ける男性が多くなると言えるのではないだろうか。

3) 被害の相談

最後に、被害を誰かに相談したか否か、相談しなかった場合はその理由について、男女で比較した（表5）。ただし、相談しなかった理由は複数回答であり、被害を受けたが相談しなかった人を100として、それぞれ何%の人がその回答を選択したかを示している。

表5 被害相談の男女差

	男	女	χ^2
相談した	<u>11.2%</u> <u>(15)</u>	27.5% (53)	11.7 ***
相談しなかった	88.8% (119)	62.5% (140)	
(相談しなかった理由の内訳)			
どこに相談すればよいかわからなかったから	0% (0)	4.3% (6)	3.5
恥ずかしくて誰にも言えなかったから	3.4% (4)	12.9% (18)	6.2 *
相談してもむだだと思ったから	8.4% (10)	14.3% (20)	1.6
自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから	17.6% (21)	32.1% (45)	6.2
他人を巻き込みたくなかったから	11.8% (14)	10.7% (15)	0.01
そのことについて思い出したくなかったから	2.5% (3)	2.1% (3)	0.04
自分にも悪いところがあると思ったから	46.2% (55)	39.3% (55)	1.1
相談するほどのことではないと思ったから	78.2% (93)	62.9% (88)	7.0
その他	2.5% (3)	5.0% (7)	0.5

*** $p < 0.001$, ** $p < 0.01$, * $p < 0.05$ それぞれ 0.1%、1%、5% 水準で有意を表す。

また各セル内の数値が有意に高い値をとる場合は**太字**、低い値をとる場合は斜体下線で示した（5% 水準）。

女性よりも男性の方が相談しないことがわかる。男性は11.2%しか相談しておらず、多くが誰にも相談していない。ここでいう相談とは、警察や専門機関といったフォーマルな相談先だけでなく、近親者など、専門機関でない相談機関も含まれている。男女とも最も多い相談先は近親者であった。つまり被害経験のある男性の88.8%、女性の62.5%は、本当に誰にも相談していないということを意味する。

また、その相談しなかった理由として、男女ともに最も多いのは「相談するほどのことではないと思ったから」、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」、「自分さえ我慢すれば、

何とかこのままやっていけると思ったから」となっている。また残差分析を行った結果、相談しなかった理由については、男女差は見られなかった。男女とも「暴力」を受けたとの認識をもっている、たいしたことはない、もしくは自分が悪いと考え、相談していない。

4. 考察

本研究では3つの分析をおこなった。ここではこれらの3つの分析結果を統合してDV被害経験の男女差、とくに男性の被害経験について考察する。

本研究での分析結果によると、DVの被害を経験したことのある人は、男性よりも女性に多い。深刻な暴力でなければ被害の男女差は見られないという清水・吉原（2007）の調査結果とは異なり、日本における一般的なDVに対する認識に沿う結果となった。しかしながら本研究の調査においても、一定数の男性被害経験者が確認された。男性のDV被害者が、決して特殊なものではなく、一律に男性加害者対女性被害者という非対称的な関係ではないことは確かである。

男性が経験している被害が「深刻でない」暴力に多い可能性は、本研究にもあてはまるだろう。多くの暴力で男性は女性よりも暴力被害の経験が少ないが、男性も女性と同程度に被害を受けている項目の一つである「無視」は、3-1)の分析において、男女とも「暴力にあたる場合とそうでない場合がある」との回答が比較的多い項目であった²¹⁾。深刻な暴力においては男女が非対称であり、比較的「軽い」暴力においては男女とも被害者になりうると言えるのかもしれない。

清水・吉原（2007）は、「きわめて深刻なDV被害」だけでなく「一般的なDV被害」にも目を向けることが、男女共同参画の文脈でのDV対策には必要であると述べる。DVのあまりにも深刻な特殊な一面だけに目を向けるのではなく、多くの市民に関係のある問題として考えることも有効である。一方渋谷（2003）は、現在のDVに関する議論に対し、暴力の定義をあまりに広く取りすぎていると懸念を示し、今一度暴力を定義する必要性を述べている²²⁾。本研究においては、暴力の定義を広くとり、またその頻度も1度でも暴力を受けた場合は「被害経験あり」として広く分析を行った。しかし、項目によっては半数近くの人が、必ずしも暴力になるとは言いきれないと考えているものもあった。このようなケースバイケースの「暴力」になる可能性のある行為を1度だけ受けただけでは、必ずしも「DV被害者」とはならないのかもしれない。DVの概念を広げることは大切だが、それによって深刻な被害まで十分な対処を受けられないようになっては本末転倒である。たしかに言葉だけでどのような場合に暴力になり、どのような場合に暴力にならないかを定めることは難しいが、行政のアンケートで一般的に用いられるワーディングにも再考の余地があるように思われる。

暴力被害を相談する割合は男女ともにあまり高くない。もしかしたら、相談する割合が低い理由のひとつとして、前述のように比較的「軽い」暴力経験者が被害経験者の多くを占めているためということもあげられるかもしれない。しかしながらこれらは完全なる憶測にすぎない。ひどい暴力を受けても「暴力でない」と認識し、「相談するほどのことではない」、「自分が悪い」とすべてを抱え込んでいる可能性も十分にある。一方男女差を比較すると、男性の方が相談していない。これも推測の域を出ないが、やはり男性の方がDVの被害を相談しにくい可能性がある。男性は公的機関への相談も、近親者への相談も少ないことを考えると、男性に対する相談体制が

ととのっていないこと、DV被害にあい、しかもそれを相談することが「男らしさ」規範から外れること、双方が原因となっているのかもしれない。

ここで、本研究が新たに付け加えたいDVの論点は、高齢者男性がDV被害に合いやすい可能性である。年齢別にDV被害経験を比較すると、男性は高齢になるにつれて被害経験が高くなっている。本研究で用いた調査データからは、その被害はいつのことなのか、調査時点でも続いていることなのかどうかはわからず、時代の効果によって、年齢差が生じているように見えているだけかもしれない。しかしながらすでに述べたように、ある程度は高齢になってから経験したことなのではないかと推測できる。DVと聞いて思い浮かべがちな女性被害者、若いカップル間の暴力だけでなく、高齢男性層におけるDVというものも視野に入れる必要がある。

こうした高齢層におけるDV被害は、従来から研究が進んでいる高齢者に対する介護虐待・ネグレクトとの連続性をふまえて、研究をすすめることができるのではないだろうか。高齢者虐待においても、被害者は男性よりも女性に多く、また加害者は息子である場合が多い。しかしながら配偶者間での高齢者虐待も存在しており、夫から妻は15%程度、妻から夫へは5%程度の虐待が確認されている²³⁾。妻から夫への介護虐待の事例は割合としては少ないものの、高齢男性へのDVが高齢者介護虐待・ネグレクトへとつながっていく可能性は十分に考えられる。本研究では、DV被害を経験した時期が曖昧であるという課題があるが、今後、年齢や時代について、さらに介護・ケアに関する情報をもつ調査データがあれば、DVと高齢者介護虐待との関連を明らかにすることができるだろう。この論点からの研究は、今後の課題としたい。

「女性に対する暴力」研究からDV研究がスタートしたことは非常に意義深い。現在もなおDVの被害、とくに深刻な種類の暴力の被害は女性に多い。今後も女性に対する暴力についての調査研究・対策を進める必要があることは言うまでもない。しかしながら、現在DVという言葉が指し示すものはますます広くなり、これまで声があがらなかった男性被害者への注目も高まっている。本研究の結果によると、男性被害者は女性と比較すると被害にあう割合は低いが、高齢期に被害にあい、その被害を誰にも相談しない傾向がある。たとえば高齢男性も相談しやすい環境をつくるなど、女性被害者とは異なる枠組みでの対策や、研究をすすめる必要性が求められるのではないだろうか。

謝辞

本研究をすすめるにあたり、福井県坂井市・総務部まちづくり推進課より、『平成24年度市民意識調査』の個票データの提供を受けました。記して謝意を表します。

注

- 1) 辻由希、『家族主義福祉レジームの差異異変とジェンダー政治』ミネルヴァ書房、2012年
- 2) 内閣府男女共同参画局、「配偶者からの暴力に関するデータ」、2012年
http://www.gender.go.jp/e-vaw/data/dv_dataH2407.pdf
- 3) 内閣府男女共同参画局、『内閣府男女共同参画白書 平成24年版』、2012年
http://www.gender.go.jp/whitepaper/h22/zentai/html/honpen/b1_s06_01.html
- 4) 横浜市、「配偶者等からの暴力（DV）に関するアンケート調査及び実態調査（面接調査）」、

2009 年

- 5) 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」、2006 年。内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」、2012 年。横浜市、「配偶者等からの暴力（DV）に関するアンケート調査及び実態調査（面接調査）」2009 年など
- 6) 内藤和美、「女性に対する暴力」と調査研究」、『社会学評論』53（4）、2003 年、594-604 頁
- 7) Walker L. E., The battered women, Harper & Row, 1979.（＝斉藤学監訳、『バタードウーマン—虐待される妻たち—』、金剛出版、1997 年）
- 8) Straus M. A., 1979 “Measuring Intrafamily Conflict and Violence: The Conflict Tactics (CT) Scales”, Journal of Marriage and Family, 41（1）, 1979, pp.75-88.
- 9) R. Emerson Dobash, Russell P. Dobash, Women, Violence and Social Change, Routledge, 1992.
- 10) Philip W. Cook, Abused Men: The Hidden Side of Domestic Violence, Praeger Pub, 2009.
- 11) 熊谷文枝、「夫婦の葛藤解決表出過程一日・印・米の比較調査—」、『社会学評論』30（1）、1979 年、36-47 頁
- 12) 北仲千里、「あらゆる性別を包括するドメスティック・バイオレンス政策への課題」、『Gender and sexuality : journal of Center for Gender Studies, ICU』、2010 年、95-109 頁
- 13) 石川義之、「ドメスティック・バイオレンス調査の統計解析 [I]—男性調査を中心にして—」、『The Human Science Research Bulletin』、4、2005 年、105-127 頁
- 14) 清水新二・吉原千賀、「ドメスティック・バイオレンスの家族社会学的研究—非対称性仮説と世代間伝達仮説をめぐって—」家族社会学研究 18（2）、2007 年、92-102 頁
- 15) 辻、前掲書
- 16) Richard B. Gartner, Betrayed as Boys: Psychodynamic Treatment of Sexually Abused Men, Guilford Press, 1999.（＝宮地尚子・井筒節・岩崎直子・堤敦朗・村瀬健介訳、『少年への性的虐待—男性被害者の心的外傷と精神分析治療』、作品社、2005 年）
- 17) もっとも、本研究で利用する調査データは、配偶者間暴力に特化したものではないため、DV 被害が起こった時期を知ることはできないといった難点もある。しかしながら、DV に関する項目を含む個票データが利用できる機会は非常に少なく、研究もあまりすすんではない。そのため本調査を利用して DV の研究を行うことは意義があるものと考えている。
- 18) 〈 〉内は、筆者がまとめたもの。本稿では、以後〈 〉内の言葉を用いる。
- 19) 各項目の順序は、筆者が並べ替えたもので、実際の調査票とは異なる。
- 20) ただし、J に関しては、平成 19 年度調査では「生活費を渡さない」、平成 24 年度調査では「お金の使い方を細かくチェックされる」と大きくワーディングが変更している点に留意する必要がある。
- 21) 「金銭」については平成 19 年度調査とワーディングが大きく異なるので、ここでは触れない。
- 22) 渋谷敦司、「ドメスティック・バイオレンス調査の課題」、庄司洋子・波田あい子・原ひろ子編著、『ドメスティック・バイオレンス日本・韓国比較研究』、明石書店、2003 年、329-322 頁
- 23) 安部哲夫、「高齢者虐待の現状と法的対応」、岩井宜子編、『ファミリー・バイオレンス【第 2 版】』、尚学社、2010 年、180-197 頁

Women Utilization Measures Focusing on Social Capital

— Through a Survey on the Present Situation of Women Support Measures in Finland and Norway —

Noriko Kawashima

Chikushi Jogakuen University Junior College

This paper aims to describe women support measures in Finland and Norway as well as to suggest, mainly from the viewpoint of the theory of social capital, including NPO, volunteer, and other similar activities for childcare support or other support for women, specific means of making effective use of women in Japan.

The research was conducted by identifying and considering the results of correlation analyses of data obtained from the qualitative survey through site visits and individual interviews in Finland and Norway in March 2011 and May 2012 and data obtained from the quantitative survey aimed at approximately 100,000 elderly people not needing long-term care, which was gathered by JAGES from 31 municipalities in Japan during the period from 2010 to 2012, as well as data obtained from the preceding literature studies on Finland and Norway.

The research revealed various facts including the following: in both Finland and Norway, women's participation in politics has made considerable progress, so that more than 40% of national diet members, local assembly members and ministers, respectively, are women; the ratio of women's labor force participation is as high as 70% to 80% (it is notable that upon the establishment of the law for increasing the ratio of female managers to 40% in Norway, the ratio actually exceeded 40%); the well-developed childcare leave system in both countries provide longer childcare leave, ensure the payment of 70% to 100% of salaries to workers on childcare leave, and allow a higher percentage of male workers to take paternal childcare leave; in Finland, NPO and NGO activities are carried out actively; in Norway, women's participation in community planning is supported under the leadership of the government, thereby reflecting women's opinions and networks in the local administration.

In Japan as well, there is a need with regard to the public sector to introduce a quota system into the political realm as well as to promptly enforce a law for increasing the ratio of female managers to 40% or higher. At the private-sector level, the implementation of women support measures, with a focus on social capital (SC) such as women's networks and NPOs, would lead to the first step toward the future utilization of women in Japan. According to the results of analyses of data from JAGES, women assume a higher proportion of roles in communities, at least with regard to elderly people. It is therefore submitted that the implementation of measures to make effective use of women's networks or SC is very practical.

ソーシャル・キャピタルに着目した女性活用施策 ーフィンランドとノルウェーにおける女性支援施策の実態を通してー

筑紫女学園大学短期大学部

川 島 典 子

1 緒言

2012 年 10 月に I M F が「女性が日本を救う (Can Women Save Japan ?)」と称した日本経済を救うのは女性の雇用による経済力であるという趣旨の緊急レポートを発表し、厚生労働省も 2012 年 6 月に『『女性の活躍による経済活性化』行動計画～働くなでしこ大作戦～』（以下「働くなでしこ大作戦」）を行うことを「女性の活躍促進による経済活性化を推進する関係閣僚会議」で決定した。このように、女性の活躍を促進することは、減少する生産年齢人口を補い、社会保険方式を採る我が国の社会保障制度を持続可能なものにするという効果にとどまらず、様々な分野を活性化する力となる事が、マクロレベルでは認識されつつある。「働くなでしこ大作戦」では、「男性の意識改革（社会全体の意識改革を含む）」「思い切ったポジティブ・アクション」等をスローガンとして掲げ¹⁾、具体的目標として 2011 年度に 7.2% だった女性管理職の比率を 2015 年度には 10% 程度に引き上げる事等を提唱している。又、第 2 次安倍内閣においても「女性の活躍は成長戦略の中核」という新たな方針が打ち出され、育児休暇を 3 年まで取得できるように延長する事や、女性役員の比率を上げる事等が提唱されている。そのために、中小企業を対象として、育児休業から職場復帰する際の新たな助成金制度を設ける方針等も固められた。

更に、第 2 次安倍政権では、第 1 子の出産を契機に離職する女性の割合を、2017 年までに現在の 6 割から 5 割以下に引き下げるという目標達成に向け、団塊世代を中心とする「子育て援助者」を養成する方針等も打ち出している。このように、制度・政策を改革した上で、地域に蓄積された女性のネットワークや人的資源および NPO 法人や NGO 等の活動等を含むソーシャル・キャピタル（社会関係資本）も活用した女性支援施策を進めていくことは今後、女性を活用する成長戦力を円滑に推進する鍵になるものと推察される。

そこで、本稿では、既に育児休業を 3 年にしているフィンランドと、女性管理職の割合を 4 割にする政策を施行しているノルウェーにおける女性支援施策について述べた上で、両国の女性支援のための NPO 法人の活動やボランティア活動等、ソーシャル・キャピタル（以下、SC）に依拠する活動の現状を考察する事により、日本における女性を活用する成長戦略において、SC 論に依拠することの有用性を示唆する事を研究の目的とする。

本研究の方法は、フィンランドとノルウェーに関する先行文献研究に加え、2011 年 3 月と 2012 年 5 月にフィンランドおよびノルウェーで行った現地視察・個別インタビューによる質的調査と、2010 年から 2012 年にかけて我が国の 31 市町村を対象として JAGES²⁾ が行った約 10 万人の要介護状態にない高齢者に対する量的調査によって得たデータの一部の分析結果の考察による。

2 先行研究

社会福祉学等におけるフィンランドに関する先行研究としては、仲村・一番ヶ瀬（1998）、マニエール他著・高橋訳（2005）、山田（2006）、高橋・藤井（2007）、イルッカ・タイパレ編著・山田訳（2008）、渡辺・高橋他編著（2009）、笹谷・岸・太田（2009）、川島（2012）等があるが、これらはいずれもフィンランドの概要や子育て支援策および高齢者福祉、社会保障制度等の政策のみに焦点を絞ったもので女性支援施策全般にふれたものではない。

また、ノルウェーに関する先行研究としては、上野（1995、1999）、仲村・一番ヶ瀬（1999）、岡沢・奥島（1994、2004）、三井（1999、2010）、奥島・村井（2004）、斎藤（2010）等があるが、これらもノルウェーの概要や歴史、経済、政治、文化、および高齢者福祉等について論じられたもので、SC 論に依拠して女性支援施策について論じた先行研究はない。

3 フィンランドとノルウェーにおける女性支援施策

1) フィンランドとノルウェーの概要

まず最初に、フィンランド及びノルウェーの女性支援政策を考察する前に、フィンランドとノルウェーの概要についてふれておく。

はじめにフィンランドの概要について述べる。フィンランド共和国はバルト海を介してスウェーデンと隣し、北はノルウェー、東はロシアと接しており、西にはボスニア湾、南にはフィンランド湾があってバルト海の対岸にはバルト三国の1つであるエストニアが対峙している。首都は、ヘルシンキ市で、人口約 530 万人、面積 338,145km²³⁾、高齢化率約 15% である。平均寿命は女性 83 才・男 77 才（2010 年現在）だが、高齢化のスピードは EU（欧州連合）諸国のなかで最も速い。出生率は、1.86 である（2009 年現在）。政治形態は共和制を敷いており、公用語はフィンランド語とスウェーデン語⁴⁾で、宗教はルーテル教を国教としている。通貨は、ユーロが一般的に流通していて消費税率は 22% である。数百年に及ぶスウェーデンとロシアの統治下を経て 1917 年に独立、1995 年に EU に加盟した。第 1 次産業従事者は 4.5%、第 2 次産業従事者は 34.5%、第 3 次産業従事者は 61.0%（1996 年現在）で、昨今は機械金属製品・電気機器製品が輸出の約 50% を占め、林業製品が約 30% を占める工業国でもある。携帯電話会社のノキアは国際的に有名であり、国内の携帯電話の使用率は固定電話を上まわっている。インターネット使用率が高い国でもある⁵⁾。

次に、ノルウェーの概要について述べる。ノルウェー王国は、フィンランド、スウェーデン、ロシアと国境を接し、面積 385,230km²、人口 4,920,305 人（2010 年現在）⁶⁾、高齢化率 14.7% で、平均寿命は女性 83 才・男性 79 才、出生率は 1.98（2009 年現在）である。公用語はノルウェー語⁷⁾、国教はルーテル教である。通貨はノルウェークローネが流通していて、紙幣の肖像画の約半数は女性となっている。消費税率は 24% で、EU には加盟していない。長い間デンマークに支配されていたが、1818 年にスウェーデン国王との同君連合が開始された。現在の政治形態は立憲君主制で、国王は国家元首であるものの政治的な権限はなく日本同様、国民の象徴のような存在である。1991 年の憲法改正により、男子に限らず第 1 子に王位継承権が与えられることに

なり、次の王は女性が継承することが既に決定している。主要産業は、林業、漁業、卸売・小売業、海洋関連産業、科学製品・機械・機器等の製造業およびIT産業等である。1人当たりの国民所得・平均寿命・教育水準等から算出した「人間開発指数（Human development index）」は世界第2位（2008年現在）⁸⁾で、国内で石油が産出されるためか国民総所得（GNI）も世界第3位⁹⁾、貧困の少なさを示す「人間貧困指数（HPI-2）」も世界第2位である¹⁰⁾。

2) フィンランドにおける女性支援施策

2-1) フィンランドと日本のジェンダーギャップ指数および女性支援施策の比較

さて、フィンランドとノルウェーの女性支援施策について述べる前に、まず両国と日本のジェンダーギャップ指数を比較してみたい。フィンランドは、World Economic Forum が2011年に発表した『The Global Gender Gap Report』によれば、ジェンダーギャップ指数（Gender Gap Index）が世界第3位だった¹¹⁾。同年の日本のジェンダーギャップ指数は世界第98位である。本節では、まず、その差異について比較する。

ジェンダーギャップ指数の判断基準となる4つの指標は、経済、教育、健康、政治であるが、日本の同指数は、経済0.567、教育0.986、健康0.980、政治0.072であり、健康と教育は非常に高い指数であるものの、経済がやや低く、政治における指数は圧倒的に低い。これらの指数の低さは、わが国における女性の政治参画の少なさと女性の労働力率の低さを提示している。2002年現在、わが国における国会議員の女性の割合は11.3%で、地方議員では市町村議員が10.8%、都道府県議会では5.8%、町村議会では4.9%と低迷している。

又、わが国の女性就業率は、2010年現在66.4%であり、世界一を誇る日本男性の就業率の88.5%と比べ、差異が約22%もあるのが大きな特徴である。更に、女性の平均賃金は、男性の平均賃金の60.3%（2010年現在）であり、男女の賃金格差が大きいことや、結婚・子育て期間中に離職し子育てがある程度落ち着いた頃に主に非正規雇用の職に就くいわゆるM字型カーブを描くのも、日本の女性の労働力率の特徴である。非正規雇用者の割合も多い。

M字型雇用を生む背景には、子育て支援策の不備等の要因があげられる。例えば、現状では、育児・介護休業法に定められた有給の育児休暇は1年であり、休暇中の給与補償も約4割と低く、その事が女性の育児休暇取得率も87%（2012年現在）どまりで、男性の育児休暇取得率に至っては2.6%（2012年現在）でしかない要因となっている。

一方で、フィンランドのジェンダーギャップ指数は、経済0.768、教育0.999、健康0.956、政治0.606であって、教育、健康の指数は日本とそう変わらないものの、経済の指数は日本よりも高く、何より政治の指数が明らかに高い。そこで、次節では、女性の政治参画と雇用・経済、及び女性の雇用継続を支える子育て支援に焦点を絞って論ずる。

2-2) フィンランドにおける女性の政治参画

フィンランドは女性が選挙権・被選挙権を共に獲得した最初の国である。フィンランドの国政は、間接民主主義の議員内閣制に近い半大統領制で1院制であり、1960年代より連立内閣制を採用している。2000年に選出されたタルヤ・ハロネン大統領は初の女性大統領だった。国会議員の報酬は、税込で月約600ユーロ（1ユーロ98円として日本円にして約59万円）で、日本に

比べると少なく、それが男女共に汚職を防止する要因になっている¹²⁾。

又、地方政治の特徴は、議員が無報酬でボランティア職である事にある。市議会議員は直接選挙によって選出され、市長と副市長は議長が選ぶ。当初、女性議員の比率は低かったが、1995年に国と自治体の決定機関にクォータ制が導入され、比率が上がった。国会議員選挙は直接選挙で、どの党も候補者を男女半々ずつ出すように努力している。2012年現在国会議員は200名いて、そのうち女性は86名(43%)である。首相になった女性は今までに2名いた¹³⁾。閣僚の男女比は約5割ずつで、2012年現在19名中9名が女性である¹⁴⁾。

地方議会については、ヘルシンキ市を例にあげると、ヘルシンキ市議総数85名のうち女性は49名で男性は36名であり女性議員の割合は57%である。他自治体の女性議員の割合の平均は37%で、都市部の自治体ほど女性議員が多い傾向にある。だが、自治体で一番力のある議長になる女性は27%しかいない¹⁵⁾。ヘルシンキ市の副市長は4名で、現在、男女2名ずついる。フィンランドでは、国会議員に比べ地方議員に立候補する女性が少ないので、市議になる女性の比率も低くなる。その要因として、地方議員は無報酬であるために議員の仕事で仕事を休まねばならなくなった際、生活の保障がなく家庭がある場合は家事との両立が大変であって特に子育て中の女性は立候補しにくい事、更に、女性は男性のような支持組織やネットワークを持っていないため立候補しにくい事等があげられる¹⁶⁾。

しかし、いずれにしても、日本女性の政治参画率と比較すると、フィンランドの女性議員の割合は極めて高い。

2-3) フィンランドにおける女性の雇用と子育て支援策

次に、雇用問題について述べる。フィンランドの女性の労働力率は約8割と高いが、男女の給与格差はあり、女性の平均給与は男性の約8割である¹⁷⁾。しかし、日本に比べれば、フィンランドの方が格差は少ない。フィンランドにおける給与格差の要因は、女性が多く従事する職種が、社会福祉や教育、サービス業で、それらの職種は給与が低い事にある。

この点は日本と類似している。そのため、フィンランド政府は2008年に男女平等のアクションプランを策定し、男女の給与格差を減少させる事等の対策を打ち出した。また、給与格差に対して不満がある場合は、男女平等のためのオンブズマン(「社会・保健省との協働によって男女平等の履行監督を行う独立機関: an independent authority」)に訴える事ができるようにしている。尚、男女の給与格差のない公務員は約50%が女性だが、最高職に就いている女性は、まだ28%しかいない。民間企業の女性役員の割合も17%で、ノルウェーと比べると低い。更に、女性の47%、男性の35%が大学や職業大学等の高等教育を受けているにも関わらず、教授になる者は男性75%に対し女性は25%しかいない¹⁸⁾。

フィンランドの女性労働力率の高さの背景には、徹底した子育て支援策がある。フィンランドの育児休業制度は、既に子供が3歳になるまで休職できる事を保障しており、その後、確実に前職に復職できる事も確約している。母親休業(産前産後休業)と、母親または父親のいずれかが取得できる両親休業は合計263日あり、休業中の所得は休業前の約7割を補償されている。父親の育児休業取得率も高い。更に、妊娠中も、妊娠時の悩みに対応し、出産準備講習・トレーニング(父親も参加)・出産する病院への事前訪問や乳幼児ケアについての指導・カウンセリングを

行う「母親相談所（ネウボラサービス）」に勤務時間内に有給で赴く事ができ、「母親手当」を受け取る事ができる。「母親手当」は、現金で受け取るか、さもないとすれば育児に必要な品物（衣類・タオル・シーツ・タオルケット・おしめ・脱脂綿・おもちゃ・爪切り・絵本・包帯等）を「母親セット」として無料で受け取れる。

3才未満の子供の保育は「自治体の運営する保育」か「自宅保育補助金」を選択して受給できる。「自宅保育補助金」は、両親日当金¹⁹⁾、両親休業の支給終了後に支給され、育児休業制度との併用が一般的である。「自治体による保育サービス」には「保育所」²⁰⁾と「家庭保育」²¹⁾の2種がある。保育は全日制、非全日制で行われ、夜勤者の子供の保育には、24時間保育も実施されている。日本における待機児童の問題等は、発生していない。

又、義務教育を控えている6才児を対象とした事前教育も行われている。都市部の子供は保育所で保育を受けるのが一般的であり、人口の少ない地域では家庭保育の方が一般的である。日本のように祖父母が孫を預かって保育する者の割合は7名に1名程度でしかない。児童手当²²⁾は17才まで受給できるが、受給額は日本よりも少し良い程度である。更に、大学卒業まで学費が無料である事も、少子化をくい止める大きな要因となっている²³⁾。

2-4) フィンランドにおける SC に依拠した女性支援施策

最後に、SC に依拠したフィンランドの女性支援施策として、女性を支援する NPO 法人と NGO²⁴⁾ の事例についてふれる。フィンランドは NPO の活動が盛んな国であり、様々な NPO が民間レベルの女性支援活動を行っている。例えば、シングルマザーや非嫡出子²⁵⁾を持つ母親および DV による被害を受けている女性等を保護するシェルターや、「高齢者サービスセンター」²⁶⁾、児童福祉関係の NPO 等がある。

ヘルシンキ市から 27km 離れた町シボーにある「リンダ高齢者サービスセンター」は、自立者用のサービス付き住宅（約 60 名が入居）と認知症高齢者用のグループホーム（約 23 名が入居）、自治体のホームヘルプサービスの事務所、デイサービスに通う高齢者や近隣住民も利用できる室内プール、木工工作室、織物用の手芸室、宴会場、会議室、図書館、美容室、サウナ、食堂、カフェテラス等を兼ね備えたセンターである。このセンターは、13 の NPO が経営母体となっている。公私協働の観点から鑑みて日本と明らかに異なる点は、NPO が経営するセンター内に自治体の事務所が存在したり、NPO のサービスの入札に行政が参加して、結果的に NPO の活動を行政が財政的に支援する事等にある。

又、ヘルシンキ中央駅前でたむろする子供達が犯罪に手を染める事なく安全に集まる事ができ、勉強したり軽食をとったりする事のできるカフェ等の空間を提供し、18 才以下の青少年を健全に育成する事を目的として、1990 年に設立された NPO 法人「駅の子供たち協会」は、専従職員とボランティア、週 2～3 回常駐する市職員（ソーシャルワーカー）によって運営されている²⁷⁾。財源も公私協働で、これらの福祉関係の NPO の財源は、国営のカジノを運営するスロットマシン協会にあるという点が、日本とは大きく異なる。

3) ノルウェーにおける女性支援施策

3-1) ノルウェーと日本のジェンダーギャップ指数の差異

続いて、ノルウェーにおける女性支援施策について述べてみたい。ノルウェーは、2011年現在、ジェンダーギャップ指数が世界第2位である²⁸⁾。ノルウェーのジェンダーギャップ指数は、経済0.830、教育1.000、健康0.970、政治0.562であり、教育、健康の指数は日本同様に高いが、政治の指数は日本よりも明らかに高く、何より経済の指数が非常に高い。そこで、次節では、女性の政治参画と、女性管理職を4割にする事を定めた雇用政策、及び、女性の雇用継続を支えるノルウェーの子育て支援等に焦点を絞って論ずる。

3-2) ノルウェーにおける女性の政治参画

ノルウェーの政治の特徴は、国政を率いるのは首相であり、補佐する大臣と共に政治を行い、国会は変則的な1院制（選抜方式は1院制だが運営は2院制）で、国の最高決定機関であり、19の県を代表する165名の議員で構成されている事にある。日本と同じ立憲君主制を採用しながら、そのシステムは多少異なる。法案は、まずオーデルスティング（Odelsting 下院：124名）を経て、ラーグティング（Lagting 上院：41名）に送られるが、2つの院の権限は同等である。国、地方共に比例代表制選挙で、有権者は候補者ではなく政党を選ぶ。政党別の候補者リストの記載順序は男女交互で男女ほぼ半数となっている。

女性に収入によって限定された選挙権が与えられたのは1907年で、1913年には女性の参政権が認められた。しかし、1969年の女性議員の比率は9.3%でしかなかった。だが、1960年代から70年代にかけて女性解放運動が起こり、地方議会も含めて女性議員は増えていく。1974年に自由党が初めてクオータ制を導入し、1985年には「あらゆる公的な決定の場は、その構成員において一方の性が40%を下まわってはならない」というクオータ制が法制化され、1986年には初めての女性首相が誕生する。2012年現在、国会・地方議会共に、女性議員は約4割を占めている。国会で議決権のある7政党の党首のうち労働党、進歩党、保守党、中央党、自由党の5党首が女性である。又、女性大臣の比率も2007年に53%となり、初めて5割を超えた。2012年現在19名の大臣のうち、労働大臣、子供・平等・社会大臣、漁業・沿岸問題大臣、改革・教会大臣、保健・ケアサービス大臣、法務・危機管理大臣、自治・地方開発大臣、文化大臣、教育大臣、運輸・通信大臣の10名（52.6%）が女性大臣である。尚、国会議員に占める女性の比率は、189ヶ国中第11位である²⁹⁾。

2005年に地方自治法が改正され、議会における男女の構成比率をそれぞれ40%にすることが決定されたため、1970年代には10%代だった地方議員に占める女性の割合も、2007年には県議レベルで45%を超え、中には50%を超える県（県コムーネ：fylkes kommune）もある。市議レベルでも2007年の選挙では37.5%に達した。但し、434の基礎自治体（コムーネ：kommune）のうち、女性議長は22.6%（2007年現在）にすぎない。首都オスロの市議会では、2012年現在59名の議員がいるが、最も議員数の多い労働党所属の市議18名のうち11名（61%）は女性である。フルタイム議員は5名で、その他の議員は他に仕事を持っている³⁰⁾。地方議員に関しては、フィンランド同様ボランティア職であることから、子育て期間中の女性は立候補しに

くいものの、逆に、無給であるため男性は立候補したがらず、女性議員の比率が高くなりやすいという事情がある。

3-3) ノルウェーにおける女性の雇用と子育て支援策

雇用分野への女性の参画も進んでいる。ノルウェーにおける女性の労働力率は、約7割5分（2006年現在）である。しかし、雇用形態の男女差はあり、パートタイム率が高い。約9割弱の男性がフルタイムで働いているのに対し、フルタイム勤務の女性は約6割弱で、残りの約4割はパートタイム労働をしている。この点は、日本と似ている。また、男女の賃金格差もある。フルタイムの男性の平均月収は約35クローネ（日本円にして約56万円）であるのに対し、女性は約27クローネ（日本円にして約44万円）である（2007年現在）。更に、フィンランド同様、公的機関で働く女性の割合が高い。学歴に男女差はほとんどなく、高学歴の女性は増加しているものの、女性大学教授の比率は、やはり低い。

また、民間企業では「ノルウェー企業連合」が、若い女性を取締役に育成するプログラムを立ち上げる等の女性の人材育成に努めている。しかし、一番括目すべきは、2003年の会社法（Allmennaksjeloven）改正に伴い国営企業の取締役会における男女の構成比をそれぞれ4割以上にする事を義務づけ、2004年より本改正法を施行したことにある。2004年から2008年までに女性の役員を40%にできなければ、政府の企業登録センター（Boronnysundregistre）から4週間の猶予を伴う警告状が届き、改善しなければ会社名を公表して事例が裁判所に提出されるという罰則を設けたところ、2008年には93%の国営企業の女性役員の比率が4割を超えた。但し、株式非公開の有限会社は、家族経営の会社が多いため、この法改正は適応されていない。この法改正に、国の独立した機関である「平等・反差別オンブッド（Equality and Anti-discriminations ombud）」が果たした役割は大きい。オンブッドとは、ノルウェー語でオンブズマンの意味である。当初は「男女平等オンブッド」として1990年より業務を開始し、2011年に現在の名称に改称したのと同時に宗教、精神障害・身体障害、民族、性別、年齢等、差別全般の苦情を受け付けている³¹⁾。

子育て支援策も充実している。育児休暇制度（Maternity Leave, Paternity Leave）では、出産前の10ヶ月間に最低6ヶ月勤務している女性について、給与を100%受け取る場合は47週間、80%の場合は57週間の有給の育児休暇を、本人または夫のいずれかが取る事が認められており、給付は出産12週間前から受け取る事ができる。母親は出産直前に3週間、産後に最低6週間必ず取得しなければならない。又、1993年から父親も育児休暇のうち最低4週間を取らなければならない事が義務づけられ、現在は12週間に延長されている（パパ・クォータ制）。このパパ・クォータ制の導入により、父親の育児休暇取得率は急増し、2003年には約9割の父親が取得するに至っている。又、児童手当は、国民保険制度の一環として月に約1,000クローネ（日本円にして約16,000円）が18才まで支給され、シングルマザー、シングルファーザーの場合は2倍の金額が支給されている。更に、1、2才児の保育所利用率が低いため（1才児28%、2才児48%）、保育園を利用しない親のために、1997年より年間43,884クローネの在宅保育手当（現金給付）も支給されている。

ノルウェーには5,776ヶ所の保育所があり（2001年現在）、5才未満の子供が利用する事がで

きる。保育園の約 5 割は地方自治体が運営する公共の施設で、朝 8 時から夕方 5 時までしか開いていない。保育園の利用者の 40% はパートタイム労働者で、1 才児から 5 才児までの保育所利用率は全体の約 66% であるが、コミュニェによってばらつきがある。保育所の利用料は月約 2,300 クローネ（日本円で約 30,000 円）と高いため、パークといわれる短時間の安い野外保育園（午前 10 時から午後 2 時間まで開園。－ 7 度以下の場合は閉園）や、同様の時間帯に開設される就学前教育学校を利用するのが一般的である³²⁾。

3-4) ノルウェーにおける SC に依拠した女性支援施策

更に、ノルウェーの女性支援政策で括目すべきは、フィンランド同様 NPO と同義で捉えられている NGO の活動と、環境省が推進している地域計画における女性参画プロジェクトにある。同プロジェクトは、自治体における地域計画（日本でいえば地域福祉計画）に、女性の意見を反映させるために、計画立案への女性の参画を促すものである。同省によれば、女性の視点を提示し、まちづくり計画や施策に活かす事ができれば、より保育サービス等を充実させる事ができ、大きな経済活動や雇用を創出する事ができるという³³⁾。

尚、ノルウェーは、他の北欧諸国よりもより個人主義的であり、社会保障の支出が少なく、福祉サービスの供給が少なめであるがゆえに、SC に着目し依拠せざるをえない事情もある。従って、従来より小地域でのボランタリーな地域福祉活動がみられる国でもある。

4 日本における SC に着目した女性支援施策の可能性

フィンランドとノルウェーの女性支援施策において筆者が最も着目したのは、フィンランドにおける NPO・NGO の活動と、ノルウェーの地方行政における地域計画への女性の参画等のミクロレベルでの女性支援施策である。いわゆる女性のネットワークや SC に着目して女性支援施策を促進することは、公的財源不足に苦しむ我が国でも有効な手段であると考えからである。例えば、子育て支援等の NPO 法人の増設や、介護予防のための転倒骨折予防教室としてのスポーツの会、認知症予防のための趣味の会等を地域の女性を核として増やしていく事等がそれにあたる。地域に蓄積されたネットワークや信頼・規範等を示すといわれる SC には、様々な下位概念があるが、その代表的な下位概念が、町内会活動等の地縁に代表される「結合型 SC (bonding Social capital)」と、「橋渡し型 SC (bridging Social capital)」であり、NPO 法人や町内を超えて集まって来るスポーツの会や趣味の会の活動は、まさに「橋渡し型 SC」の構成要素の一つである³⁴⁾。

ところで、日本女性の実態を表す指数は、総てにおいて北欧諸国よりも劣っているのであろうか。否、唯一、女性の平均寿命は約 86 才で世界第 1 位（2011 年現在）であり、フィンランドやノルウェーの平均寿命よりも長い。相田らの先行研究によると、AGES プロジェクトの 2003 年調査で、愛知県内に居住する要介護状態にない 65 才以上の高齢者を対象として郵送法による自記式アンケート調査を行い、4 年間追跡できた 14,589 名（男性 6,953 名、女性 7,636 名）のデータを用いて、要介護状態の発生と個人要因および地域の SC の関連についてマルチレベル分析を行った結果、SC の弱い地域に住む女性は強い地域に住む女性に比べて要介護状態になるリスクが 68% 高くなることが示されたが、男性では統計学的に有意な関連は示されなかった（相田他、

2012)。つまり、SCが豊かな地域は住民の健康度が高いという社会疫学における定説（イチロー他 2008）が、日本の場合は、定年するまで職場でのネットワークしか築けず地域におけるSCを構築し難い男性よりも、地域レベルのSCの醸成に寄与しやすい女性の場合により有用であり、女性の方が要介護状態なりにくく平均寿命が長くなっている可能性があるのである。同様に2010年から2012年にかけて全国31市町村の要介護状態にない65才以上の高齢者169,215名を対象として行った自記式アンケートを用いた郵送法によるJAGESの調査におけるデータ（回収数112,123名、回収率66.3%）を、筆者らが相関分析によって分析した結果によると、「女性」と「地域での役割³⁵⁾」に弱い正の相関関係がみられ、高齢男性よりも高齢女性の方が地域での役割を担っている可能性が高い事も示唆された。日本一平均寿命の長い長野県で質的調査を行った今村らの先行研究でも、長野県民の健康度の高さを保っている鍵は、女性のネットワークにあり、全世代の女性が健康増進のための運動を自治会における持ち回りの役割として継続的に担っていることが要因であること等が示唆されている（今村他、2010）。

更に、ボランティアの参加率も日本の場合は女性の方が高い。わが国のSCには男女差があるといわれているが、近所づきあい等のネットワークを構築しやすく、地域での役割を担っている女性も多く、SCの醸成にも関わりやすいと考えられる日本女性の活力を、SCの下位概念である「結合型SC」と「橋渡し型SC」に着目して、女性支援施策に活用していくことは、今後、有効な女性支援施策になり得るものと考えられる。

又、いわゆるSCの指標になる「一般的信頼」（「人はだいたいにおいて信頼できる」と回答した人の割合）を国際比較したデータ（WORD VALUES SUVEY 1981-2008）によると、日本は54ヶ国中第14位（39.1%）で、第1位のノルウェー（74.2%）や、第6位のフィンランド（58.8%）には及ばないものの、高信頼社会である事がわかる。更に、日本には自治会・町内会および婦人会・青年会・老人会等の関連地縁組織が豊富に存在する事、多くの日本人はそれらの地縁組織に積極的に参加している事から、日本のSCは他国に比べて豊富であるという指摘もあり³⁶⁾、今後、地縁組織への参加率の高い女性を活用していく施策を一層充実させていく事が有用である旨が、これらのデータからも推察される。

5 結句

フィンランドもノルウェーも女性の政治参画率は4割を超えていて、女性の労働力率も7割から8割を超えており、殊にノルウェーでは女性の管理職を4割以上にする法改正を行ったところ、本当に女性管理職の割合が4割を超えた。日本のように、出産・子育て期間中に離職し子育てを終えてから再就職するM字型カーブを描く雇用体系ではなく、台字型カーブを描く両国の高い女性労働力率を支えているのは、育児休業の期間が長く、休暇中の給与も70%から100%保障され、確実に復職が約束されていて、父親の育児休業取得率も高く、保育サービスも充実している等、「子育ての社会化」が進んでいる事にある。

日本でも、育児休暇を3年に延長するだけでなく、政治分野でのクォータ制の早急な導入を促し、公務員や企業の管理職の女性を4割以上にする法律を早急に制定すべきである。

又、育児・介護休業法に関しては、現在40%程度しか補償されていない休暇中の給与補償を、

フィンランドやノルウェー同様7割以上に上げなければ、女性の育児休暇取得率を100%にし、父親の育児休暇取得率をより上げることは難しい。ノルウェーのように、父親の育児休暇を法律で義務化することによって男性の育児休暇取得率を上げ、待機児童解消のために保育サービスの充実等に一層努める法制度を施行すること等も急務である。

両国共に最初から女性の権利が保障されていたわけではなく、1960年代や1970年代にはまだ伝統的な性別役割分担があり、働く女性は家事と仕事を両立せねばならず、職場は男性優位であった。このような状況を打破すべく女性の政治参画率を上げるために、1980年代以降両国共にクォータ制が導入され、子育てや介護等の社会化が進んだ。それだけでなく、NPO・NGO等の民間サービスやSCの活性化を行い、ジェンダーギャップの少ない状況が生まれたのである。両国にできたことが、日本で実現できないはずはない。

今後、わが国においても、公私協働の下、更なる女性支援政策の施行が期待されるが、まずは本稿で主張したようなSCに着目した女性支援施策の充実に着目する事が望まれる。

注

- 1) 働くなでしこ大作戦では「女性の活躍促進の『見える化』総合プラン」として、企業の女性活用状況に関する情報開示（情報開示5千社、取り組み企業1万社を目標）や、大学のキャリアセンターとの連携等を提唱している。又、第2次安倍内閣の施策に関しては、産経新聞2015年5月27日朝刊1面、同6月24日1面、等を参照した。
- 2) JAGESはJapan Gerontological Evaluation Study（日本老年学的評価研究）の略称。当初、AGES（Aichi Gerontological Evaluation Study: 愛知老年学的評価研究）として、1999年にスタートした。近藤克則日本福祉大学教授（社会疫学）を代表とする研究グループ。当初は、愛知県内を中心としてデータを収集していたが、2010年より厚生労働科研指定研究の助成を受けたことにより、調査対象地が全国に広がった。
- 3) フィンランドの人口は、日本の福岡県の人口とほぼ同じである。
- 4) 但し、国民の多くは英語の読み書きができる。
- 5) フィンランドの概要に関しては、高橋睦子「フィンランドの社会福祉」仲村優一・一番ヶ瀬康子編『世界の社会福祉 スウェーデン・フィンランド』旬報社、1998年、p384。ヘルシンキ市情報センター『ヘルシンキの統計資料』ヘルシンキ市、2009年。浪越淑子・木村民子・柳川真佐子他編著『フィンランド・ノルウェー視察研修報告』NPO法人G. Planning、2012年。川島典子「フィンランドにおける社会保障制度—ジェンダーの視座からの日芬比較—」『筑紫女学園大学・筑紫女学園大学短期大学部紀要』第7号、2012年、等を参照した。
- 6) フィンランドとノルウェーの人口密度は、共に約16人/km²である。
- 7) ノルウェー人もある程度は英語が喋れるが、フィンランドほどは普及してはいない。
- 8) 2007年までは6年連続世界一であった。日本は世界第8位である。
- 9) 世界銀行ウェブサイト、参照。日本は第25位。
- 10) ノルウェーの概要については、ノルウェー外務省『ノルウェーデータ』2011年。浪越淑子他編、前掲書、2012年。ノルウェー政府ウェブサイト、等を参照。
- 11) 2010年第3位、2009年第2位、2008年第2位、2007年と2006年は共に第3位。

- 12) 浪越淑子他編、前掲書、2012 年、p67 等を参照した。
- 13) 第 60 代首相アンネリ・ヤーテンマキと、第 62 代首相マリ・キヴィニエミの 2 人。
- 14) 2007 年のハロネン大統領の時代が一番女性閣僚の数が多く、世界最高の 60% だった。
- 15) ヘルシンキ市の議長は女性である。
- 16) 女性ヘルシンキ市議で保健福祉行政担当のアリア・カルフヴァーラ氏の指摘。
- 17) OECD 中第 19 位。スウェーデンは第 15 位でデンマークは第 14 位。
- 18) フィンランドの女性支援政策に関しては、浪越淑子他編、前掲書、2012 年、pp1-13 を参照。
- 19) 母親日当金（105 日を上限に受給）、父親日当金（子供の母親と同一世帯の父親が 6 日 + 出産時 6 日～12 日受給）、両親日当金（母親日当金支給後 158 日の母親・父親のいずれかが母親日当金支給後 158 日受給）、特別母親日当金（危険な仕事、仕事の代替不可能な母親が妊娠期間中受給可能）に分けられる。国民年金庁の管轄の社会保険で、妊娠が 154 日以上継続し母親が出産予定日までに 180 日以上在住している事を前提として計 263 日まで支給され、1 回の出産で生まれる子供が 2 人以上であれば 60 日延長される。
- 20) 約 12 人から 25 人の子供を約 3 人の保育者（大学の教育学部出身の保育所教師または専門学校修了の児童保育士）で受け持ち、年齢別にグループに分けて保育を受ける。
- 21) 家庭保育は自宅で行われ、保育者 1 人につき学齢期の子供 4 人までを担当する。
- 22) 第 1 子には日本円にして約 16,400 円、第 2 子には約 18,100 円、第 3 子には約 21,500 円、第 4 子には約 24,800 円、第 5 子には約 28,200 円が支払われる（2007 年現在）。
- 23) 子育て支援政策に関する部分は、川島典子前掲書 pp244-245 等を参照した。
- 24) フィンランドでは NGO も NPO と同様に捉えられている。
- 25) フィンランドだけでなく北欧では、結婚前に同棲することが一般的であり、非嫡出子も多いが、非嫡出子の権利も擁護されている。
- 26) 入所型、通所型、入所型と通所型を兼ね備えているセンター等、形態は様々である。
- 27) 現在、駅の子供たち（WALKERS）は、ヘルシンキ市以外の 13 の自治体に支部がある。
- 28) 2010 年第 2 位、2009 年第 3 位、2008 年第 1 位、2007 年、2006 年は共に第 2 位。
- 29) 2008 年現在。フィンランドは第 4 位。スウェーデン第 2 位、デンマーク第 7 位。
- 30) ノルウェーの政治および女性の政治参画に関しては、浪越淑子他編、前掲書、2012 年、p69、pp75-76。岡沢憲英・奥島孝康編『ノルウェーの政治』早稲田大学出版部、2004 年。Statistical Yearbook of Norway 等を参照した。
- 31) ノルウェーの雇用政策については、Statistical Yearbook of Norway2008。ノルウェー子ども・平等省ウェブサイト。浪越淑子他編、前掲書、2012 年 pp17-19 等を参照した。
- 32) 育児休暇制度については、上野勝代『子ども、お年より、女性が輝く国ノルウェー』かもがわ出版、1995 年、p166。浪越淑子他編、前掲書、2012 年 p20。岡沢憲英・奥島孝康編『ノルウェーの経済』早稲田大学出版部、pp104-113、pp48-60、等を参照した。
- 33) ノルウェー環境省編・上野勝代他訳『女性のための草の根まちづくりーノルウェーの地域計画における女性参画プロジェクト』かもがわ出版、1999 年、参照。
- 34) SC の下位概念には他に、垂直型・水平型、構造的・認知的 SC 等がある。詳細は、川島典子「ソーシャル・キャピタルの類型に着目した介護予防サービスー結合型 SC と橋渡し型

- SCをつなぐソーシャルワーカー」『同志社社会福祉学』第24号、2010年、参照。
- 35) 自治会・町内会、ボランティアのグループや会、趣味関係のグループや会、業界団体・同業者団体、宗教関係の団体や会、老人クラブで何か役割を担っているかを訪ねる設問に対し「はい」と回答した人と、「女性」の相関関係を分析。
- 36) 坂本治也『ソーシャル・キャピタルと活動する市民 新時代日本の市民政治』有斐閣、2011年、pp29-30。

参考文献

- 相田潤他 Dose social capital affect the incidence of functional disability in older Japanese? A prospective population-based cohort study, Journal of EPIDEMIOLOGY&COMMUNITY HEALTH,2012
- イチロー・カワチ他著『ソーシャル・キャピタルと健康』日本評論社、2008年
- 今村晴彦他『コミュニティのちから 遠慮がちなソーシャル・キャピタル』慶応義塾大学出版会、2010年
- イルッカ・タイバレ著・山田真知子訳『フィンランドを世界一に導いた100の改革』公人の友社、2008年
- 斎藤弥生他『Meeting the challenges of elder care:Japan and Norway』京都大学出版会、2010年
- 笹谷晴美・岸玲子・太田貞司編著『介護予防—日本と北欧の戦略—』光生館、2009年
- 高橋睦子・藤井ニミエらみどり『フィンランドの子育てと保育』明石書店、2007年
- 仲村優一・一番ヶ瀬康子編『世界の社会福祉 デンマーク・ノルウェー』旬報社、1999年
- マヌエル・カステル他著・高橋睦子訳『情報社会と福祉国家』ミネルヴァ書房、2005年
- 三井マリ子『男を消せ—ノルウェーを変えた女のクーデター』毎日新聞社、1999年
- 三井マリ子『ノルウェーを変えた髭のノラ男女平等社会はこうしてできた』明石書店、2010年
- 村井誠人・奥島孝康編『ノルウェーの社会』早稲田大学出版部、2004年
- 山田真知子『フィンランド福祉国家の形成 社会サービスと地方分権』木鐸社、2006年
- 渡辺久子・高橋睦子他編著『子どもと家族にやさしい社会フィンランド』明石書店、2009年

松尾瑞穂著『ジェンダーとリプロダクションの人類学
——インド農村社会の不妊を生きる女性たち——』

(昭和堂、2013 年 3 月刊)

香 川 孝 三

(大阪女学院大学)

1 本書はインド西部のマハラシュトラ州プネー県ムルシ地域の農村女性で不妊に苦しむ女性の実態を分析した本である。インドでは結婚して子ども、特に男の子を持つことは理想の規範として考えられている。その規範から逸脱する寡婦や不妊は不吉なものとして忌み嫌われている。本書では、不妊とは「子どもを望む夫婦が、2 年以上性交渉を行っても妊娠しない状態」と定義している。「子どものいない人」68 人（女性 60 人、男性 8 人）への聞き取り調査を基にして、インド社会のジェンダー規範から生じる不妊女性の苦悩（本書ではサファリングと表現している）を家族、親族や地域社会との関わりの中でどのように折り合いをつけて、インド社会の中で生きているのかを明らかにしている。不妊をジェンダー規範に抵抗する契機の 1 つとして捉える立場には立っていないこと、これまでインドの女性問題の中で議論されることが少なかった不妊を取り上げていることに本書の特徴がある。

2 評者が本書を書評の対象としたのは、本書がプネー県で調査を実施しているからである。プネー県の農村には、ここ 7 年間毎夏、大阪女学院大学の学生を連れてスタディー・ツアーに出かけている。農村開発を実践している NGO の 1 つであるインド社会活動協会の協力を得て、農村の様々な問題状況を勉強している。その中で宿舎の近くにあるダウンド地域の中核病院（オーストラリアのキリスト教団体が設立）を毎回訪問しているが、そこで産科病棟や手術室を見学させてもらっている。病院施設は日本と比べるとみすぼらしく、我々まで手術室に入らせて衛生状態に問題はないのか疑問に感じているが、母親がベッドで満足そうに出産したばかりの赤ちゃんを抱いている光景を見せてもらい、学生は赤ちゃんに触らせてもらっている。特に男の子を出産した母親やその夫や両親の満足そうな様子はきわめて印象的である。自宅出産が多いので、病院で出産できる層は恵まれているということであったが、本書によって出産できないインド女性の苦しみを知ることができた。

3 本書の構成は以下のようになっている。

第 1 章 水田に広がる村——マハラシュトラ州ムルシ地域

調査地域のカースト構成や世帯構成についてまとめた章である。プネーという大都市の近郊にある農村であること、マラーターとバラモンが支配カーストではあるが、元マハールの新仏教徒、クリスチャン、イスラム教徒も居住しているという特徴がある。

第 2 章 「産む身体」をめぐる規範と力学

ジェンダー規範や女性のセクシュアリティへの管理が強く、子ども（特に男の子）を持って子孫承継を目指す規範が不妊の女性の行動を規制し、不妊の責任が女性に押し付けら

れていること、さらに産児制限の考えが普及して適切に生殖を管理する姿勢が明確になっていることを述べている。

第3章 不妊の病因論と実践的対処法

「子どものいない人」の属性や不妊の原因を分析している。女性側に不妊の原因があると思っている事例が多いことが述べられている。

第4章 共同性の苦悩—不妊経験の日常的領域

日常生活の中で、不妊が家族や地域社会とのかかわりでどう扱われ、対処しているかを分析している。別居、離婚、複婚によって婚姻関係をリセットしたり、流産や妊娠を模倣することによって不妊へのプレッシャーから逃れようとしていることが指摘されている。

第5章 請願のネットワーク—不妊経験の宗教的領域

不妊と宗教的实践（女神サッティ・アスラ信仰、祖先祭祀ナラヤン・ナーグ・バリ儀礼）とのかかわり方を分析し、宗教儀式が不妊への対処方法を提供している実態を述べている。たとえば、女神による不妊は月経にまつわる禁忌の侵犯が原因とされ、そこからのがれるために霊媒師による祈祷を受けている。

第6章 医療化のイデオム—不妊経験の身体的領域

近代的医療としての生殖医療が不妊治療をもたらすが、教育年数、職業経験や経済的理由によって、不妊を解決する選択肢として不妊治療を利用するのに限界がある実態を分析している。

終章 「回復」を希求する

不妊の実践的対処方法と、それを導く社会的要因を明らかにして、不妊で苦悩する女性の社会規範への対応のあり方を整理している。

4 以下で本書についての評価を試みてみよう。日本の農村でも、かつては跡取りが必要なために嫁に対して男の子どもを産むことへのプレッシャーがあったが、現在はそのプレッシャーは小さくなっている。そこで、日本の不妊問題と比較しながら本書を読ませてもらった。

- (1) 本書の「不妊」の定義では結婚から2年以上性交渉をしても妊娠しない状態であるとなっているが、2年というのは期間として短くないか。調査対象者の概略によれば、調査の後に出産したり、妊娠したり、流産したという記事が見られる。日本と比べると結婚年齢が若い（18－20歳）ので、2年という年数は短すぎるように思われる。妊娠の可能性が高い年齢層も対象に含まれているように思われる。しかし、結婚して2年以内に出産しないとプレッシャーをかけられるというインドの実態を反映して定義がなされたのかもしれない。
- (2) 本書によって、子どもを持たないインド女性の苦悩の深刻さが理解できた。農村におけるジェンダー規範から、不妊が女性の責任であると認識され、女性の妊娠願望の強さを理解できた。しかし、インドでも不妊は女性だけの責任でないことは知られている。男性側にも精子の量の少なさ、運動量の少なさ、精子の形態などによって、男性不妊の場合がある。そこで男性不妊を明らかにすることがインドの農村では大きな葛藤を引き起こしていることが指摘されている。たとえば、精液検査をめぐる男性のプライドやメンツを配慮した男性医師のセンシティブな対応にそれが現れている。ここにジェンダー・バイアスが見られ、女性が不

利益を受けやすくなっているという指摘は農村におけるジェンダー規範の強さを示している。

この点をより明確に示すためには、男性の調査対象を増やす必要がある。ただ日本人の若い女性研究者がインドの男性を調査対象とすることの困難さを考えると、無理な要求かもしれない。

- (3) 不妊が女性の日常生活や家族関係、婚姻関係に変化をもたらしている。不妊であることによって村の行事に参加することを控え、行動範囲が制限される。婚家との間がまざくなり、家族や親族、特に義母や義姉妹との間がうまくいかなかったりしている。女性同士の間で嫁の地位の低さを示す事象である。それを解決するために別居、離婚や再婚、複婚、養子縁組がなされている。特に最後の手段として複婚が選択されることに興味を引く。イスラム教徒は4人まで妻とすることができるが、ヒンズー教徒にはそれがない。それでも子どもを持つために別の女性と婚姻関係を持つことが報告されている。10年以上の婚姻期間で年齢の高い世代にこれがみられるが、複婚の相手に第一夫人の親族が選ばれている。これは第一夫人の地位の確保を配慮しており、夫の気持ち複婚の相手にいってしまわないような仕組みとなっている。日本の「お妾」さんを持つのとどうちがうのであろうか。
- (4) 不妊を治すために断食や宗教儀式に依存する行為は、日本でも存在しているのではないかと。神にも頼むという行為はなんとしても妊娠して子どもを持ちたいと願う女性にとってはありうることである。ただ日本ではインドのように広範囲にはおこなわれてはいないであろう。インドの農村では病気の治療に占い師、霊媒師を利用することが今なおおこなわれている。特に病院にいけない貧困層にはよくあることである。その延長戦上に不妊をなくすための宗教儀式があるように思われる。それを不合理なことだと一笑に付すことはできない。宗教儀式を受けることによって精神的安定を得て、それが妊娠につながる場合もあるからである。そのような宗教儀式の中でも、女神への信仰はバラモンなどの上位カーストや新仏教徒は関心を持っていないという指摘は、カースト間の違いが反映されていて興味深い。
- (5) 生殖医療技術はインドでも発達してきているが、農村ではそれを利用するまでにはいたっていない。経費もかかるし、妊娠する確率が不安定であるからである。ホルモン治療や栄養剤の投与という第一段階、超音波検査や腹腔鏡検査、キュレーティングという第二段階、体外受精や顕微受精という第三段階に区分けされるが、農村地帯では経済的要因や教育年数によって第一段階で終わる場合と第二段階で終わる場合がある。第三段階は都市部の上・中間層に利用される。どの段階まで利用するかはカースト間の違いはなく、年齢の若さ、就職経験、経済的要因によって違いが出てきている。農村では第一段階までなので、妊娠の可能性が不確実のために、先に述べた婚姻関係の再構築も手段として活用されている。日本であれば、この不妊治療がもっとも活用されていると思われる。経済的負担は大きいが公費の援助もある。子どもができないことを理由とする複婚は制度的には日本では不可能であるが、事実上の重婚関係はありえよう。

こう考えるとインドの農村と日本との間で、どこが違ってくるのであろうかという問題が浮かび上がってくる。日本はインドほど子どもを持たないことに対するプレッシャーは弱いかもしれない。どうしても男の子が欲しいという強い希望は少ないし、最近では女の子が好まれる傾向にある。夫婦の話し合いで子どもを持たないことも可能である。どうしても子

どもが欲しいという夫婦は不妊治療を受けることによって子どもを持つ可能性を試みることができるし、養子縁組をおこなうことも可能である。そうすると不妊を理由とする女性差別はインドと比べれば、日本の方が小さいと言えるように思われる。

- (6) インドで生殖医療のために「補助生殖医療規制法案」が国会に提出されているが、まだ成立していないという記述がある。これまでガイドラインによって生殖医療を規制していたが、それが遵守されていないので、強制力のある法律によって規制することを目指して法案が作成された。この法案の内容について本書は触れていない。インドでは 20 万か所の生殖医療を施す施設があるといわれており、今後日本人が「生殖ツーリズム」の渡航先としてインドを選択する可能性もあり、インドの生殖医療への法的規制が関心と呼ぶであろう。今後の動きに注目する必要がある。

- (7) インドで実態調査をおこなうことは困難が伴う。特に女性の場合はそうである。言葉や身の安全の問題がある。この著者が一緒にフィールドワークに出かける補助者を確保できたことは、それらを克服することを可能にしてくれたと思われる。ラッキーなことである。

この調査は 2003 年から 2007 年の間で合計 24 か月間おこなわれているが、今後どのように不妊への対応が変化していくのか関心と呼び起こす。インド社会も変化しており、どのように変わっていくのであろうか。今後の著者のさらなる研究に期待したい。

京都橘女性歴史文化研究所編『医療の社会史—生・老・病・死—』

(思文閣出版、2013 年 3 月刊)

富士谷あつ子

(NPO 法人京都生涯教育研究所長)

時系列に日本とアジアの医療を概観

本書は、京都橘大学女性文化研究所所属の研究者を中心に、日本学術振興会の科学研究費を受けて実施された共同研究「歴史における女性の身体と看護・医療—生・老・病・死—」(研究代表者：細川涼一)の報告書である。

2013 年、世界保健機構 (WHO) の公表によれば日本人の平均寿命は男 83 歳、女 86 歳であり、両性平均の寿命は世界一であるという。長命であることが直ちに「めでたい」長寿につながるかどうかは即断しかねる。しかし、ともかく「死ななくてよい」状態の人が日本では多いということである。こういう現状が、どのような過去からつながっているかを読み解くのに、本書は貴重な資料である。

ところで、この共同研究は科研費による助成申請の時点では、女性の身体をめぐるライフサイクル的な歴史に関するものであったという。ところが共同研究のまとめである本書では、医療の社会的展開が通史的にうかがえるように企画されたため、全体としてこの課題は後景に退いたと編者は言う。まことに残念なことである。2012 年に、この大学が従来の歴史・文学中心の学部ほかに、医療の社会的展開が通史的にうかがえるように企画されたため大学開設 45 周年に医療系学部を設置して学際的研究の枠が広がったことがうかがえるが、科研助成申請後の研究方針の転換はやむを得ないことであったのだろうか。

女性学研究において女性の身体性を問うことは、研究者が主体であるとともに客体でもあることから来る、看過できないテーマであるはずだが。

本書の構成

本書は、第 1 部で中古・近世の医療と社会をテーマとして「平安中後期における貴族と医師」「鎌倉幕府の医師」「『本草綱目』に見る中国医療の到達点」「室町・戦国期の山科家の医療と『家薬』の形成」「曲直瀬玄朔とその患者たち」などの論文とコラム 2 編、第 2 部では「幕末京都における医家と医療」「明治前期の村と衛生」「錯乱と祟りの間」「母乳が政治性を帯びるとき」に、コラム 2 編という構成である。

米沢洋子氏の「室町・戦国期の山科家の医療と『家薬』の形成」及び田端泰子氏の「曲直瀬玄朔とその患者たち」の克明な資料の紹介を踏まえた論考が際立つ。米沢氏は中流公家の山科家六代教言以降、とりわけ慶長年間の当主言継・言経父子の医家としての活躍を薬剤の扱いを中心に克明に紹介している。医師というより薬師としての側面をうかがうことができるが、原材料の入手に当時の交易がどのように影響していたのか、気にかかるところである。

田端氏は織田政権期から近世初期にかけて主に京都で活躍した医師、曲直瀬玄朔 (まなせげん

さく)が診察した患者とその病名・投薬について書き残した記録の紹介と分析を試みているが、関ヶ原以後も豊臣家に心を寄せた人も徳川政権の中樞にいた人も、本阿弥光悦のような町人芸術家などの診察に当たっていたことが明かされ、実に当代の名医の姿を浮き上がらせた労作である。患者の身分や性別も付された年表があるが、ここで性別や年齢階層別の分析があれば、科研助成による共同研究の目標に近い論文となったであろう。

ところで、本書では他の共同研究者の論考を追ってみても、「生」の出発点である「リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツ」に関する論考が見当たらない。鎖国による自給自足経済の中で、女性は「子返し」(つまり嬰兒殺し)に手を染めざるを得ない状況に追い詰められていたことは、柳田國男の遺稿に見られる一方、昭和初期の低所得者の切実な願望としての「産児制限」への支援が、官憲の取締りの中で真摯に遂行されたことの史実に基づく紹介が欲しいところである。

また洛外の岩倉や三宅八幡などの地域で、虚弱な体質の子どもらの保育が地域共同体をあげての取り組みがあったことも、看過すべきではなかろう。さらに日清・日露の戦いのあふりで、京都南部の非衛生的な花街で、多くの娼婦が性病に苦しんだ記録は、創作とはいえ、西口克己の『廓』に詳しい。医療領域の研究者を含む共同研究において、追及してほしいことである。

本書のなかでは南直人の「母乳が政治性を帯びるとキー世紀転換期どいつにおける乳児保護の実態と言説」が、この共同研究の所期の目標に添うものとして理解できる。ドイツの人口問題と重ねて論じられている。

図像学的解明を回避した資料

病の諸相を図像学的に把握するには、われわれは1180年代に後白河法皇の命によって描かれたという『病草紙』(やまいのそうし)を第一に挙げるだろう。そこに描かれた「肥満の女」は、従来、裕福な貸し上げ(金融業)の女が美食を重ねた挙句、両脇から侍女に支えられないと歩けないほど肥ってしまい、それを男たちが冷やかしながら見ているという絵柄から、六道の戒めを示す作品として理解されてきた。

しかしながら、近年の女性学の視点からすれば、およそ今から9百年も昔に、日本では女性が金融業(まだ完全な貨幣経済の時代ではないが)に従事し成功したことの証しであり、そういう女性の精神的負担の大きさから、「摂食障害」(過食症)に陥ったと解釈することが出来る。

また、「病草紙」の中の「不眠症の女」も、胸をふさぐ苦悩をかかえているからこそ、同僚の無心な寝顔をよそに、いくら指を折っても眠れないのだが、当時の婚姻慣習としての妻問い婚では、配偶者の男性にすがって生きることはできない、という史実を踏まえてこそ、一層、的確に当該時代の「病」と「生」の背景が理解できるというものである。本書は、図像学的資料がほとんど見当たらず、活字も淡くまことに読みづらい。貴重な資料の割愛があったことと推察され、惜しまれるところである。

評者自身、明治維新の激動期に失職した家族から身を興した医家に育ち、医師のみならず看護師ら医療関係者の育ち方を身近に眺めてきた。また生涯学習支援や社会福祉活動に関与する医療専門職の女性たちの後半生にも触れてきた。それゆえ本書のテーマには格別に惹かれる。歴史・文化的領域と医療福祉領域の共同研究という発想は、誠に貴重である。今回の試行を超えて、ジェンダー平等の視点に立つ共同研究が、今後、改めて展開されることを期待したい。

宮西香穂里著 『沖縄軍人妻の研究』

(京都大学学術出版会、2012 年 11 月刊)

伊 藤 公 雄
(京都大学)

沖縄における米国軍人の妻とその夫たちを対象にしたインタビューをもとにまとめられている本書は、広義のミリタリー・ソシオロジー（軍事社会学／戦争社会学）あるいはミリタリー・アンソロポロジー（軍事人類学／戦争人類学）とジェンダー研究を架橋する調査研究といえるだろう。さらに、国際結婚研究という点においても新たな知見をもたらしてくれたと思う。

これまでジェンダー研究とともに、ミリタリー・ソシオロジーやミリタリー・カルチャー研究も継続してきた評者（両者を結びつけて論じたものは数は多くないけれど）にとっても、本書は、さまざまな意味で興味深い問題を提起してくれた 1 冊である。

まず序章においては、研究対象の提示、先行研究のオーバービューとともに、研究方法および基本的な情報が整理され、続く第一部では、米軍と沖縄社会とのかかわりについて述べられている。沖縄における米軍基地内部での生活（毎日、日米の「国旗」掲揚と降納の儀式が行われているなど、まったく知らなかった情報も多数含まれていて、きわめて興味深い）や、軍人妻たちの生活の概要（「軍人妻は、夫の階級が軍のコミュニティ内の彼女の地位となり、その階級に応じた役割を果たさなければならない」、本書 44 頁など、まるで日本の外交官妻や商社マン妻のような状況が米軍においても行われている様子なども、面白い発見だろう）が描かれていく。基地内で開催されているさまざまな催し物（ハロウィンや運動会など）を通じた、米軍と地域との「交流」の実態など、内部からの観察者にしか許されない情報も多数含まれている。

第二部の冒頭（第 4 章）では、海兵隊員と結婚した 4 名の日本人女性と、日本人女性と結婚した 5 名の米軍兵士（元兵士を含む）のインタビューがまとめられている。続く章では、本調査の対象になった 50 人の日本人軍人妻の調査をもとに、独身時代から出会いまで（第 5 章）、結婚生活（第 6 章）が議論される。いわゆる「アメ女」（アメリカ人を好む女性たち）や「黒女」（アフリカ系アメリカ人との交際を望む女性たち）についての言及の上で、（遊びとしてではなく）「真剣な交際」のなかでの結婚への流れの存在が指摘される。

日本人女性がアメリカ兵に引かれて行く要因についての分析も興味深い。「沖縄文化」への批判・拒絶、「沖縄・日本人男性」への批判や「ハーフ」の子どもが欲しいという、彼女たちを米兵へと向けた「プッシュ要因」「プル要因」や、逆に、米兵男性が日本女性にひかれる要因としての「日本人女性像の魅力」や「アメリカ人女性への嫌悪感」などの考察とともに、仕事問題、親族とのかかわり、言語問題や子どもの問題、といった夫婦間・家族間の多様な関係性が描かれていく。「ユタ」の「利用」といういかにも沖縄らしい事情も考察の対象になっているのも面白かった。

「米軍と沖縄社会の間で揺れ動く夫婦」と題された第 3 部では、夫婦双方の米軍基地への意味

付け、反基地運動との関係、さらに「退役後」どこに住むか（沖縄かアメリカか、日本本土か）をめぐる夫婦間の「揺れ動く」関係が分析され（第8章）、第9章では「離婚」が、さらに第10章では「軍人妻たちのネットワーク形成」が分析されている。第10章で扱われているSGI（創価学会インターナショナル）と軍人妻のかかわり（50名の調査対象のうち5名）は、これだけで論文1本になるくらい興味深い研究対象だと感じた。

これまでほとんど知られることのなかった沖縄の米軍軍人妻のおかれた状況を、さまざまなデータや聞き書きによって整理した点は、本書の大きな学術的貢献といえるだろう。ただし、他方で、この研究が、どのような社会的ないし理論的な成果を私たちに提供してくれたのかと問えば、やはり手放しの評価はしにくいのも事実である。近年の若い研究者にしばしば見られる「『私の研究テーマはこれこれです。このテーマはこれまで誰もやっていません。研究の内容と結果はこれこれです』という形で、ご自分の研究を紹介されるのだが、『何のためにこの研究をしているのか』という問題意識が見えてこないことが多い」（伊藤公雄「G・ヴィーコと知の技法」、『世界思想』2013年）という傾向が、本書にも感じられてしまうのだ。こんなに面白いテーマを扱っていて、しかも心の奥ではかなり深い問題意識をもっているはずなのに、それがうまく伝わってこないというもどかしさを抱いてしまったと言い換えてもいいだろう。また、沖縄および沖縄の基地や軍隊を扱っているにもかかわらず、言及されるべき基本文献にも十分な目配りがされていないというのも気になった点である。

とはいえ、本書が、潜在的にはきわめて豊富な力を秘めている貴重な研究であることは明らかだ。今後の研究に大いに期待したいと思う。

川島典子／西尾亜希子編著『アジアのなかのジェンダー』

(ミネルヴァ書房、2012年5月刊)

進 藤 久美子
(東洋英和女学院大学)

本書は、ミネルヴァ書房のシリーズ〈女・あすに生きる〉の一冊である。「多様な現実をとらえ考える」ことを意図した同シリーズにふさわしく、現代日本社会の諸相をジェンダーで切り取り、アジアの地域的広がりを射程に入れ解読した意欲的な作品に仕上がっている。本書は11章立てで構成されているが、前半は、日本社会が直面しているジェンダーの諸問題が争点別に取り扱われ、後半は、アジア諸国の同様の問題を比較史的視座から検証している。

まず第1章で「ジェンダーを考える視座」(西尾亜希子)が、執筆者たちの共通の分析枠組みとして提示される。ジェンダーの言説が生まれた歴史的背景とそれに続くジェンダー定義をめぐる論争が、肉体的性差を意味するセックスから社会的・文化的に構築された性差＝ジェンダーを峻別し、さらにジェンダーの示唆する重点が「男」・「女」の権威的関係へと転成・発展していく軌跡に沿って語られる。その過程で、差別・抑圧からの解放の運動論として女性学が生まれ、それがジェンダー・スタディーズへ変化し、さらに男性学、クイア・スタディーズが登場し、「結果としてどの(ジェンダー)定義が適切なのか分りづらく」なり、今日、「その是非に関する議論も活発でない」状況が指摘される。その上で筆者は、本書を企画した意図が、低迷するジェンダー論争に「揺さぶりをかけ」、いま一度ジェンダーをめぐる「議論を深める」事にあると問題提起する。

次に今日、日本社会が直面するジェンダーの諸問題が、第2章で社会保障(川島典子)、第3章、雇用問題(松並知子)、第4章、高齢期問題(大塩まゆみ)、第5章、少子社会(今井小の実)、第6章、女性の貧困化(西尾亜希子)、第7章、高等教育(三宅えりこ)と、争点毎に取り扱われる。第2章は、日本の社会保障制度が、アジアの国々に比べはるかに進んでいる一方で、その制度的欠陥が、未だに男性を家族の稼ぎ手と見る性による役割分担の価値に依拠している点にあると指摘する。さらに第3章でも、女性の雇用形態が先進国としてはめずらしいM字曲線を描いているのは、同様に子育てを女性役割と考える性による役割分担の価値に原因があると示唆される。

第4章の高齢期問題では、後期高齢者を多数抱える日本で、女性の前期高齢者に経済的、肉体的そして精神的に過重の介護負担がかかっている現実が明らかにされる。第5章では、高齢化社会を生み出す少子化問題の一つの原因が、自己の人生の充足を目指す意識高揚型女性たちの、他方で結婚相手の男性に高収入を望む、二律背反したジェンダー意識に焦点があてられ説明される。第5章では、小泉・竹中コンビの新自由主義経済政策が、ジェンダーを問わない若者の非正規雇用を多数生み出す一方で、老若を問わない未婚、母子家庭の女性たちが、より深刻に貧困化の波を受ける現実を浮き彫りにする。第7章は、近年の「男性脳」「女性脳」の研究成果をもとに、

ジェンダー別学の効果をアメリカの女子教育と執筆者の実例を踏まえ検証する。

最後にアジア地域のジェンダー事情が、第8章で中国（崔淑芬）、第9章、韓国（佐々木正徳）

第10章、インド（喜多村百合）、第11章、ベトナム（香川孝三）と、国別に取り上げられた。

第8章では、中国の伝統的社会で儒教倫理と纏足によって精神的、肉体的に従属化された女性たちの解放が、中華民国の纏足廃止と女子教育から始まり、中華人民共和国へ受け継がれていった様子が語られる。第9章は日本より低い出生率に悩む現代韓国の、選挙法改正等のジェンダー問題の取り組みがそれほど効果を持たない現状が、兵役義務、映画の事例を通して分析される。

周知のように中国、韓国、日本は、共に儒教文化圏の国家である。政治体制や置かれた政治的状况は異なるにしろ、経済成長の著しい中国、韓国と日本のジェンダー問題の比較は、儒教の伝統的文化と価値が、それぞれの国で、どのように現代社会のジェンダー意識に反映しているかを検証し、さらには、そのジェンダー問題への取り組みを通して、世界で男女平等の最も遅れた「近代先進」国家に堕している日本のジェンダー施策の参考に来るはずである。両論文は、そうした文脈からの日本とのジェンダー比較がなされているとは言い難いが、歴史的に文化を共有する国々との比較は、北欧や欧米社会の事例を中心に比較研究されてきたこれまでのジェンダー研究に新しい展望を拓く可能性を秘めていると言える。

第10章は韓国とは逆に、地方分権化とクォータ制を取り入れたインドの近年の政治改革が女性の意思決定の場への参画を大きく促進し、さらにケーララ州でのジェンダー政策が女性たちの参加した貧困削減施策として展開している事例が紹介された。11章では、一国の中に南部と北部とそれぞれ「家母長制」と「父系制」の異なるジェンダー文化を持つベトナムが、第二次大戦後の社会主義体制と長期間に及ぶ戦争を通して、アジアの他の国に比べて男女平等を大きく前進させて来た事が敷衍される。と同時にドイモイ政策実施後のベトナム社会で、男女格差に連動した経済格差が深刻な問題となりつつある現状が指摘された。

本書は、それぞれの論文を個々に読むと興味深い指摘が多々ある。しかし全体を通して、ジェンダー理解、分析のねらい、叙述の方法等が一貫性に欠け、『アジアのなかのジェンダー』という刺激的で挑戦的な問題設定の下で、何を主張したいのかその趣旨がうまく伝わってこない。逆に、はしがき（岡本民夫）でジェンダーの激変した戦前・戦後を「原体験」として持つ筆者が、ジェンダー問題の克服を「人間が人間らしく生きていくために不可欠な基本的権利」の視座から分析する一文に深い示唆を受ける。

本書は、各章の最後に、それぞれの問題を理解する上で鍵となる言葉がコラムでとりあげられ、分りやすく解説されている。また各章が初心者でも理解できるよう基本的情報を十分網羅して書かれている。そのため本書は大学教養課程の地域研究アジアやジェンダー・スタディーズに好個のテキストと言える。

研究会「現代フランスにおける家族とジェンダー」の報告・討論・総括

藤 野 敦 子
(京都産業大学経済学部)

1. はじめに

2013年3月25日、京都大学文学部において日本ジェンダー学会と京都生涯教育研究所の共催による研究会（使用言語：フランス語、逐次通訳付き）が開催された。テーマは「現代フランスにおける家族とジェンダー」である。本研究会には、様々な分野における研究者、大学院生、学部生等、十数名の参加者があった。参加者の熱心な討論もあり、研究会は大変有意義なものとなった。その研究会の概要を本誌において報告したい。

報告はフランス人研究者二人によって行われた。第一の報告は、フランスのパリ西・ナンテール／ラデファンス大学人口社会研究所（Le Centre de Recherche Populations et Sociétés à l'Université Paris Ouest Nanterre la Défense : CRPOS）の所長であるキャロル・ブリュジュイユ氏（Carole Brugeilles）による「教科書を通してみるフランスのジェンダー」である。第二の報告は、国立科学研究センター（Le Centre National de la Recherche Scientifique : CNRS）の名誉研究ディレクターであるマリーテレーズ・ルタブリエ氏（Marie-Thérèse Letablier）による「雇用者の家族を支えるフランスの企業の取り組み」である¹⁾。

第一報告者のブリュジュイユ氏は、人口学者及び社会学者であり、人口学およびジェンダー学の二つの分野において主要な業績がある。人口学の分野では、メキシコを事例とし、「性と生殖に関する健康」と出生力の関係を分析した研究がある。ジェンダー学の分野では、フランス国内で使用されている教科書におけるジェンダー表象を分析することによって、ジェンダーの実態を明らかにした研究がある。

今回の報告は、ジェンダー学の分野での彼女の主要な研究成果によるものであり、シルヴィー・クロメール氏（Sylvie Cromer）との長期間にわたる共同研究に基づいたものである。この研究は2009年に国際連合教育科学文化機関（Nations Unies pour l'Éducation, la Science et la Culture : ONUÉSC,あるいはUNESCO）、いわゆるユネスコの研究報告書として一冊にまとめられている²⁾。

第二報告者のルタブリエ氏は、フランスにおける雇用政策や家族政策をジェンダー平等の視点から、また国際比較の観点から研究してきた社会学者である。現在は、フランス国立人口研究所（L'Institut National d'Études Démographiques : INED）における連携研究者でもあり、また職業上の男女平等に関する政府審議会の代表メンバーでもある。

ルタブリエ氏には、働き方の改革に対する男女労働者の雇用環境への影響を分析した数多くの業績がある。なかでも、フランスの週35時間労働制導入がどのように男女労働者の生活を変化させたのかを分析した2004年のジャンヌ・ファナニ氏（Jeanne Fagnani）との共著論文はフランス国内外で非常によく知られている³⁾。今回の研究報告は、その共著論文を含めた、彼女の主要

な研究成果をまとめたものである⁴⁾。

今回の彼女達による研究報告は、彼女達がすでに論文等において発表しているものに基づいているため、より詳しくは、そちらを参照されたい。以下で、彼女達の研究報告の概要を述べる⁵⁾。

2. ブリュジュイユ氏「教科書を通してみるフランスのジェンダー」

性に関するアイデンティティ、性役割というものは、子どもの成長の早い段階から、大人（両親を含む）との人間関係、あるいは子ども向けの読み物等の媒体を通じて形成されと考えられる。私達は、子どもに性役割や性差別を伝えてしまう可能性のあるものとして教科書という媒体に注目する。

教科書は、子どもが触れる媒体の中でも、知識を伝達する特権的な存在である。また子どもに対し、世の中のヴィジョンを伝え、社会の正当性を強く映し出す媒体でもある。フランスでは、性の平等を促進し、性差別を是正していくため、教科書の内容に配慮している。そこで、私達が教科書の内容を吟味し、ジェンダーの観点から問題点を指摘していくことは重要である。このとき、教科書のカリキュラム内容とは直接関連性のない、いわゆる「隠れたカリキュラム」の部分にも注目することが重要となる。

私達は、教科書の中でもさらに小学校の算数の教科書に注目した。算数のカリキュラムの中にはジェンダー平等を直接意識した学習内容などはない。しかし、教科書では、抽象的な算数の概念が、日常的な例を使って、子ども達にわかりやすく伝えられる。このとき、フランスの教科書では、イラストなどを使用し、大人男女、子ども男女、性別のわからないキャラクターなどを登場させて子ども達が理解しやすくなる工夫をしている。このような算数の教科書に出てくる数々の登場人物が、実はジェンダー表象になり、「隠れたカリキュラム」となっている可能性がある。

また、フランスでは、算数は男の子に強い科目で、女の子には弱い科目であるという思い込みが強い。そのような思い込みが、女子の進路選択や就労選択にも影響し、最終的には社会のジェンダー関係の形成に影響している可能性も指摘されている。算数という科目が、フランスの女性を不利な状況に追い込む根源となっている可能性も加味し、小学校の算数の教科書に注目したのである。

私達は、フランスでよく使用されている算数の教科書のイラストにでてくる 4,383 人の登場人物（大人男女、子ども男女、ガイド役となる男女等）の登場回数、相互関係性、登場する場面、登場人物の持ち物、イラストの内容をすべて考察した。このとき、考察質問表を使用し、教科書に登場するすべての登場人物に関することを目録に記入していく方法を採用した。この方法は、定性的分析の多かった従来の研究とは違って、定量的分析を可能とする。

私達の分析から以下のような知見が得られた。

- 1) 算数の教科書のイラストには大人よりも子どもの方が多く登場し、基本的には「子どもの世界」が描かれている。大人に関しては、男性が多く登場するのに対し、女性の登場回数は少ない。（大人の男性は 673 人に登場するのに対し、大人の女性は 240 人。）
- 2) 算数の教科書のイラストの大人は、仕事の場面に登場してくることが多い。男性に関しては、多種多様な職業活動の場面において登場する。一方、女性が仕事の場面で出てくる場合には、

教育職である場合が最も多く、次に商売（食品販売）となっている。女性の職業のステレオタイプが感じられる。

- 3) 大人の男女が仕事以外の場面で出てくる場合、男性は、余暇活動の中に最も多く出てくる。一方、女性は家事・育児等の家庭の活動に多く登場する。女性は男性に比べ、自分自身のための活動にはほとんど登場していない。ただし、男性は、家庭の活動にも多く登場しており、男性の場合にはどんな活動にも登場しているという印象を受ける。「新しいお父さん」という最近のトレンドの影響もあるのだろう。
- 4) 登場人物の子ども達の持ち物を見ると、男の子の場合は鉛筆や定規など道具を持っており、何かを積極的に行っている。一方、女の子の場合は、男の子のそばに座っていて、受け身的な立場として描かれる場合が多い。
- 5) イラストに男の子、女の子が登場し、算数の問題をする場合、女の子の方が「できない」場合が多い。例えば、あるイラストでは、男の子は暗算で、女の子は電卓を用いて計算をしている。正しい答えを導き出しているのは、暗算で計算した男の子の方である。またあるイラストでは、フランスの家庭ゴミの統計を見て、男の子は早速計算したゴミ総量を述べているのに対し、女の子はただ「なんてたくさんのゴミ！」と叫んでいるだけである。さらに別のイラストでは、男の子が、0が多く、多くの桁数の計算問題を女の子に提示しているが、それを見た女の子は「0が多すぎてわからない」と答えている。

フランスの教科書は、このように「隠れたカリキュラム」を持っていることが示されたのではないだろうか。特に、フランスでは、教科書だけでなく、子ども向けの小説、新聞等も同じく、「大人の女性」の登場回数が少ないことに注目したい。家庭の活動の場面に大人の男性が登場して「新しいお父さん」のイメージを出していたとしても、子ども達に男性「性」が普遍的存在であるとのメッセージが刷り込まれてしまう可能性がある。もちろん、このような教科書を使用した生徒達には、どのような影響があったのか、あるいはあるのかという点については、定かではない。

3. ルタブリエ氏「雇用者の家族を支えるフランスの企業の取り組み」⁶⁾

フランスでは、人々は長らく企業の子育て・家族支援に関心を持ってこなかった。それにはいくつかの理由がある。そもそも子育て・家族支援は、政府による家族政策によってなされるものであるとの考えがあったからである。また、本質的には、子育て支援は「子どもの保育」の観点で考えるべきであり、企業とは関係のない事柄と捉えられてきたからである。さらに、家族支援に関しては、1945年以降、50人以上の従業員のいる企業に設置されている「企業委員会（Comité d'entreprise）」が主体となって、ある程度、企業側が従業員に対して支援を実施してきた歴史的経緯があるからである。

しかしながら、2000年に入り、EUで採択された「雇用と成長に関する戦略」の後押しがあり、企業の子育て・家族支援に対する関心が復活してきた。EU諸国では、女性就業率を高めること、出生率を改善すること、男女平等を促進することなどが目標として掲げられている。そのためには、企業の仕事と家庭の両立政策（ワーク・ライフ・バランス政策）の強化が必要不可欠とされ

ているからである⁷⁾。

そのような経緯の中で、近年、フランスの企業の子育て・家族支援に関する研究・調査が増加してきている。その中にフランス国立人口研究所 (INED) と国立統計経済研究所 (L'Institut National de la Statistique et des Études Économiques : INSEE) が 2005 年、および 2007 年に実施した「家族と雇用主に対するアンケート」の調査がある⁸⁾。私もこの調査メンバーに入り、一部調査に関わったため、この調査結果に依拠しながら報告したい。

まず、法律、規則、労働協約の中で、フランスの企業がどのような「子育て・家族支援」を実施しているのかを考察していこう。

フランスでは、従業員の家族役割を保護するため、労働法によってすべての従業員に対し、様々な休暇を整備している。母親出産休暇・父親出産休暇、養子休暇、育児親休暇、看護休暇、特別休暇（家族の看取り、家族の支援等）、その他の休暇（結婚式、葬式等）である。これらに対し、各企業は、労働協約、労使の合意によって日数を拡張したり、給与の補てんをしたりしている。

フランスの労働法による母親出産休暇、いわゆる母親の産児休業について見てみよう。第一子、第二子の出産に関しては、16 週の休暇（産前 6 週、産後 10 週）が与えられ、第三子以降の出産では、26 週の休暇（産前 6 週、産後 18 週）が与えられることになっている。フランスの父親出産休暇（養子も含む）、いわゆる父親の産児休業に関しては、出産、養子縁組みのあった 4 か月以内に、出産の場合には最長 14 日間、養子縁組みの場合には最長 11 日間を取得することができる⁹⁾。これらの母親・父親出産休暇に関しては、企業が従業員に給与を支払う義務はない。社会保障の疾病保険金庫 (La Caisse d'Assurance Maladie : CAM) から母親・父親出産休暇期間の従業員の給与が 100% 補償される¹⁰⁾。

またフランスでは、家庭と仕事の調和を目的とする労働時間の調整に関する措置（パートタイム契約を含む）が法的枠組みの中で実行されている¹¹⁾。さらに、1983 年以降、職業上の男女平等に関連する法律が機能しており、この法律によって、職業上の男女平等について、労使で毎年団体交渉を行うことが義務づけられている。

企業が子育て・家族支援をより充実させるために、フランスでは、企業にインセンティブを与える政策が実施されている。2004 年に始まった平等認定制度がその一つである。政府は、職業上の男女平等を促進する活動を積極的に行っている企業に対して「平等認定 (Label égalité)」を授与する。授与された企業は、認定マークを様々な場面で使用することができるのである。また 2008 年には、各企業の従業員に対する子育て・家族支援を評価する機構が創設された。一定の指標を用いて、各企業の取り組みを客観的に評価する仕組みができたこともインセンティブ政策の一つと言えよう。それらとともに、金銭的なインセンティブ政策も存在する。企業内保育所をつくった企業には全国家族手当金庫 (La Caisse Nationale des Allocations Familiales : CNAF) から財政支援があるし、従業員の子育て・家族支援に取り組む企業には、法人税軽減措置がある。

次に、フランス企業は実際にどのような家族・子育て支援をしているのかを見ていこう。母親・父親出産休暇取得の際に、公的セクターの企業・団体では、ほとんどすべてにおいて給与の補てんが実施されている。社会保障の 100% の給与補償に加え、休暇時の給与の一部が支払われるということである。民間セクターの企業では、20 人以上従業員のいる事業所では、64% が、20 人未満の従業員の事業所では、28% が出産休暇時の給与を補てんしている。

また、多くの企業において、従業員や家族に対する補足医療保険の負担をしている¹²⁾。フランスでは、医療費はまずいったん、全額自己負担し、後に疾病保険から何割か還付されるシステムになっている。企業が補足医療保険を提供することで、個人が先払いする医療費を軽減し、生活を支援しているわけである。

さらに従業員の生活を支えるため、多様な労働時間体系と労働時間調整を実施している。20人以上の従業員がいる企業の50%が従業員の生活のため、多様な労働時間体系を提供していると答えている。また、ケースバイケースで、頻繁に各従業員と交渉しながら、労働時間調整をしている。ところで、子どもが病気のときや子どもの新学期に従業員の労働時間調整が最もよく行われる。公的セクターの企業・団体では、従業員は、平均して年間10日子どもの看護休暇を取得している。一方、民間セクターの企業では5.5日となっている¹³⁾。

従業員の労働時間調整する重要な方法として、フランスには「労働時間短縮に伴う相殺代休(Réduction du temps de travail : RTT)」がある¹⁴⁾。子どものいる従業員は、この相殺代休を育児目的で利用できることを理由に高く評価している。ただし、非典型的な働き方をしている人には不評である。

パートタイム労働(育児理由によるパートタイム選択)についてはどうであろうか。雇用主の42%が系統的に運用していると返答しているものの、46%の雇用主がパートタイム労働をある特定の職務にしか運用していないとしている。特に小さな事業所では、パートタイム労働を従業員に認めていないところもある。また、フランスでは、パートタイム労働は母親のためのものとの認識があり、父親にはほとんど普及していない。

最後にフランスに特徴的な「企業委員会」について述べよう。企業委員会とは、1945年以降、50人以上の従業員がいる企業は必ず設置しなければならない労使混合の協議組織である¹⁵⁾。この委員会の決定によって企業が従業員のために文化・スポーツ・子育てにおける金銭支援やサービスを提供することが可能となっている。具体的にどのような金銭支援やサービスがあるのだろうか。金銭支援については、家族に対する慶弔金の支給、子どもの保育、家族旅行、子どもの習い事などに対する金銭援助が挙げられる。サービスについては、企業内保育所、企業保育所、公立保育所への斡旋サービスが挙げられる。支援・サービス内容は、企業規模、企業セクターによって大きな格差があり、たとえば、金融・冶金業等では、年間従業員一人当たり1,000ユーロ(約12万円)の金銭的支援があるのに対し、レストラン・ホテル業等では、年間96ユーロ(1万円強)ほどしかない。

さて、EU各国の企業に「従業員のプライベートにどの程度考慮しなければならないと思うか」という質問をし、その考慮水準を数量的に評価してもらったところ、フランスの企業の意見は否定的であり、EU平均を下回った。企業側としては、従業員のプライベートを積極的に考慮しなければならないとっていないようである。フランス企業の場合、企業自らが積極的に子育て・家族支援を実施してきたというよりも、むしろ家族政策などの法や労働協約の枠内で、十分な社会的責任を果たしているとの自覚があるからであろう。ただし、子ども・家族支援に対する企業の貢献度は、企業規模、企業の社会との関係性、企業の態度、企業セクターによって格差が大きいと言えるだろう。

4. 討論と総括

ブリュジュイユ氏の報告に関しては、主に以下のような質疑応答があった。

1) 「フランスの教科書はどのように選定されているのか。」

ブリュジュイユ氏「フランスでは、(日本のように) 学習指導要領があり、教科書はその学習指導要領に準拠しているのだが、数ある教科書の中から教科の担当者、あるいは担任教諭が自分の授業で使用する教科書を独自の判断で選定している。そこで、選定する教諭が、ジェンダー平等意識に敏感かそうでないかといったことも選定に関わるケースがありえる。」

2) 「フランスのジェンダー指標等の実態・現実との関連性の中で、この状況はどのように解釈されるのか。教科書を通して見られるジェンダーの実態からすると、フランスのジェンダーの実態はひどいものではないかとの印象を受ける。しかし、私達は、一般的にフランスのジェンダー平等度は日本よりは進んでいるのではないかと考えてきた。国際的な観点から一体フランスはどの水準にあるのかということに関して、併せて知ることができればよかった。」

ブリュジュイユ氏「フランスでは、ジェンダー平等に関して改善されつつも十分ではないという認識がある。このような教科書の実態からもまだまだ努力していくべきである。」

3) 「フランスの教科書等で取り上げられている歴史上の女性と言えば誰なのか。」

ブリュジュイユ氏「日本では、平安時代に紫式部、清少納言といった文学者がいるのに対し、フランスでは、どうかと問われれば、女性初のノーベル賞受賞者となった『マリー・キュリー』しか思い浮かばない。しかもマリー・キュリーは、もともとポーランド人であったことを考えるとやはり教科書に出てくる歴史上のフランス人女性は少ない。」

4) 「ブリュジュイユ氏の方法論は他の教科書・媒体などで応用可能なのか。」

ブリュジュイユ氏「教科書のイラストに出てくる登場人物の分析方法について、もちろん日本の教科書においても分析可能である。その分析方法について、日本の研究者とシェアすることができる。このような分析方法により、教科書のジェンダー表象の国際比較、時系列比較も可能である。」

ルタブリエ氏の報告に関しては、主に、以下のような質疑応答があった。

1) 「女性にパートタイム労働の選択が多いのは、フランスの公立小学校が水曜日、休みであることと関連性が大きいのではないか。」

ルタブリエ氏「公立小学校の制度については、議論がありつつも、現在も水曜日が休みとなっている。もともとパートタイム労働がフランスに出てきた理由は、母親が子どもの学校の休みに合わせた働き方が必要であったことからである。パートタイム労働に今なお子どもを持つ母親の割合が高いことは当然と言える。しかし、2002年以降は、『RTT』によって、フルタイムで働く女性も、水曜日を相殺代休で休みとすることができるようになったため、パートタイムを選択せずとも働くことができるようになってきた。また、女性がパートタイムで働いているとき、必ず

しも自発的に選択している人達ばかりでないことにも注意が必要である。現在、女性パートタイムのうち三割は、非自発的にパートタイムを選択させられていると言われている。不安定な働き方に女性が多いことも事実である。」

2) 「労働法制度による休暇の充実により、法令を遵守しなければならない企業側は代替要員等が必要となり、人件費高に苦しむことにはならないのか、小さい企業の場合はこまらないのか。」

ルタブリエ氏「休暇を取得する従業員は、企業において少数の割合であり、常に、産児休業者、育児休業者が企業内に多くいるわけではない。中小企業において、代替要員を雇うことができない場合は、チームでカバーし合うということも頻繁に行われている。フランスの企業は多様性が大きい。例えば、ロレアルという化粧品の世界的大手メーカーでは、子育て・家族支援が充実している。ところが、小さなコールセンターで働く従業員に聞き取りに行ったとき、法的な休暇さえも取得することが困難な状況だった。」

最後に、二人のフランス人研究者の招聘、通訳に関わりながら、本研究会に参加した者として、二つの報告に対する簡単なまとめをさせていただきたい。

1) ブリュジュイユ氏の報告

世界経済フォーラム（World Economic Forum）による 2012 年のジェンダー格差報告書（Global Gender Gap Report）によれば、現在のフランスの経済・政治・教育・健康の分野におけるジェンダー平等指標のランキングは 135 か国中 57 位である。一方、日本は 101 位である¹⁶⁾。確かにフランスでは、1968 年の五月革命以降、第二派フェミニズム運動が巻き起こり、男女平等が政策課題に掲げられ、女性の地位は急速に高まった。現在の女性の就業率、企業における管理職や役員の割合、国会議員に占める女性議員の割合は、フランスの方が日本よりもはるかに高い。一般的には、フランスの方が日本よりもジェンダー平等が進んでいると考えられている。

しかし、フランスの小学校の算数の教科書の中に見出された「隠れたカリキュラム」に関する報告を聞いた参加者の多くが、フランスにもいまだ強くジェンダー不平等意識が残っていることを感じたに違いない。実は、ジェンダーの実態を日本とフランスで単純に国際比較することはできない。ジェンダー役割や関係性が日本・フランスではかなり異なっているからである。

今回の報告では、フランスにおいては、成人女性が教科書において、ジェンダー「表象」にさえもなりにくい存在であるということが明らかにされた。フランスでは、1804 年のナポレオン民法典によって、私的領域においてさえも夫権・父権という形で男性が一方的に権利を握ってきた歴史的な経緯がある。公的領域・私的領域双方に女性の存在感の無い状況が長い間続いてきたのである。一方、日本では、男性が公的領域を担い、女性が私的領域を担うといった固定的な性別役割分担があることが問題視される傾向にある。

フランスの女性の社会進出が日本よりも進んでいるとしても、それはあくまで女性が「一個人」として男性と対等の立場として生きるために、まず公的領域に進出しなければならなかったからとも解釈できるだろう。現在もなおフランスでは、ジェンダー平等に向けて戦っている状況

である。

このように、日本とフランスでは、明らかに、ジェンダー役割や関係性が異なっている。しかし、そういった差異を日本・フランスで比較研究し、共有することで、両国の中にジェンダー平等に向けた新たな視点が生まれるかもしれない。

2) ルタブリエ氏の報告

ルタブリエ氏の報告によって私達は、フランス企業の子育て・家族支援の現状について全般的に理解することができた。そこには、日本と共通する点、日本とは異なる点の両面が見受けられた。

まず、民間セクターの企業の子育て・家族支援は、公的セクターの企業・団体と比べると見劣りする点は共通している。そこで、日本同様フランスでも、政府は企業に様々なインセンティブを与える政策を実施している。そのインセンティブ政策も財政支援や認定制度の導入という点で日本の政策と似ているという印象を受けた。

しかし、フランスでは、労働法、労働協約等により詳細にわたって従業員を保護する規定が存在している。また、企業が政府の家族政策の財源をかなり拠出している現状がある。すでにフランスの企業は法的枠組みの中で、家族・子育て支援に関する様々な社会的責任を果たしているのである。この点は日本と異なっているのではないだろうか。EU 各国比較から、フランスの企業の場合、積極的に従業員のプライベートを支援する意識は低いようであるが、企業にはもはや家族・子育て支援の余裕がないということかもしれない。

次に、企業間に子育て・家族支援の格差が見られ、特に大企業では手厚い一方で中小企業では手薄である状況も共通している。労働法、労働協約を遵守することが強い義務になっているフランス社会でも、中小企業の中には法令を遵守できないところもあるという話には驚かされた。

しかし、フランスの場合には、各事業所に労働組合の影響力があるとともに労働審判所(Conseil de prud'hommes)が十分に機能している¹⁷⁾。そこで、企業が法令を遵守しないことによるリスクは高い。法令を遵守できない企業は最終的には淘汰されていくとも言われている。日本以上に法令が遵守され、最低水準の子育て・家族支援が保たれている点は、日本と異なるところだと言えるだろう。

最後にパートタイム労働や、不安定雇用に占める女性の割合が高いところは日本と共通したジェンダー問題と言えそうである¹⁸⁾。

しかし、フランスでは、週 35 時間労働制導入以降に出てきた「RTT」により、企業は従業員に対して、頻繁に労働時間を調整せざるを得なくなっている。しかも、各従業員の事情に応じて、ケースバイケースできめ細やかに時間調整をしているという。また、フランスでは労働法によって従業員の各種休暇及び有給休暇が定められているため、日本以上に企業の従業員の労働時間管理は重要な事項となっている。このような企業のきめの細かい労働時間調整が、男女を問わず、従業員のワーク・ライフ・バランスを促進している点は明らかに日本とは異なっている。フランスでは、1990 年代半ば以降のフランスの高出生率を支える重要な要因は、家族手当の充実ではなく、むしろ家庭と仕事の両立の進展であるとししばしば強調されている。私達もそれに納得できるのではないだろうか。

注

- 1) パリ・パンテオン／ソルボンヌ大学経済センター付名誉研究ディレクター
- 2) Brugges, C., Cromer, S., 2009, Promoting gender equality through textbooks: A methodological guide, UNESCO, pp. 1-99.
(<http://www.unesco.org/new/en/unesco/resources/online-materials/publications/unesdoc-database/>)
- 3) Fagnani J., Letablier M-T., 2004, "Working time and Family Life : the impact of the 35 hours Laws on the work and family life balance in France", *Work, Employment and Society*, vol. 18 (3), pp. 551-572.
- 4) Eydoux A., Gomel B., Letablier M-T., 2009, 《Les salariés ont-ils un employeur Family-Friendly ?》, chap. 14 in A. Pailhé et A. Solaz (eds), *Entre famille et travail: des arrangements de couple aux pratiques des employeurs*, Paris INED/La Découverte, pp. 325-344.
Eydoux A., Letablier M-T., 2008, "Flexibilité du temps de travail: challenges et opportunités pour la prise en charge de la petite enfance en France", in B. Le Bihan-Youinou & C. Martin (dir.) *Concilier vie professionnelle et vie familiale en Europe*. Rennes, Presses de l'EHESP, pp. 231-49.
Klammer U., Letablier M-T., 2008, "Family Policies in Germany and France: the Role of Enterprises and Social Partners", in B. Palier & C. Martin (eds) *Reforming the Bismarckian Welfare Systems*, Blackwell Publishing, Malden/Oxford/Victoria, pp. 136-56.
- 5) 研究報告の中で使用された概念で、説明があった方がわかりやすい場合には、筆者が脚注にて説明を付している。フランス人研究者が説明したものではない。
- 6) 企業によって雇用される人を「雇用者」と呼ぶが、本稿では、「従業員」という言葉も同義で用いる。また、「企業」という言葉、一語で使用している場合は、いわゆる民間企業を指している。
- 7) フランスでは、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉よりも、「仕事と家庭の両立 (La conciliation entre travail et famille)」という言葉が好まれ、使用されている。
- 8) Enquête 《familles et employeurs》
- 9) 2002年にジェンダー平等の視点から母親の産児休業に対応した休暇として、父親出産休暇 (congé de paternité) が創設された。いわゆる父親の産児休業である。もともとは、労働法によって父親は出産時に3日間休暇を取得できるようになっていたが、この父親出産休暇によって、休暇日数が増加した。
- 10) フランスで「社会保障」という場合は、老齢年金、疾病保険、労災、家族手当のいわゆる日本の「社会保険」制度にあたるものを指している。それぞれが、老齢年金金庫、疾病金庫 (労災含む)、家族手当金庫によって管理・運営されている。
- 11) フランスでは、育児親休暇制度の中で、一時的にフルタイムからパートタイムに契約変更することが可能となっている。1年ずつ、最大2回更新することが可能であり、最大3年間育児のためのパートタイム労働を選択することが可能となっている。もちろん、育児親休暇制度において、完全に育児休暇を取得することも可能である。完全な育児休業、パートタイムのどちらの場合においても社会保障の家族手当金庫より「就業自由選択補足手当 (Complément de libre-choix d'activité)」が給与の補償として給付される。

- 12) 一般的に共済あるいは民間が行っている補足保険である。
- 13) 労働法による子どもの看護休暇は子どもの年齢にもよるが、一人の子どもにつき原則年間3日となっている。
- 14) RTT は、文字通りには、労働時間短縮という意味であるが、現在は週35時間労働を超えて働く場合の相殺代休の意味で使用されている。例えば、週35時間労働制で働く従業員が週39時間働いた場合、通常の週休日に加え月に2日の相殺代休が生じる。
- 15) 企業委員会は、労働者が企業経営に参加できるよう戦後設置された組織である。従業員規模が50人以上の事業所を持つ企業の場合には、各事業所に一つずつ設置し、それを総括する中央企業委員会が設置される。企業委員会は、経営者の代表、従業員の代表、労働組合の代表の三者からなり、企業経営に関する重要事項や労働条件に関する事項や福利厚生など労働者の社会・文化活動について協議する。
- 16) http://www3.weforum.org/docs/WEF_GenderGap_Report_2012.pdf を参照のこと。
- 17) 雇用主と従業員の雇用契約に関する個別紛争を解決する機関。ナポレオン一世によって1806年リヨンで創設されたのが始まりである。現在フランス国内には200余りの労働審判所が存在し、5年ごとに選挙で選出される労使同数の裁判官約15,000人が任務にあたっている。毎年20万件を超える事案が処理されている。
- 18) フランスのパートタイム労働は、フルタイムの職務内容を労働時間のみを短くしたものであり、原則フルタイムとの均等待遇が保障されている。

日本ジェンダー学会会則

1997 年 9 月 13 日 制 定
2012 年 9 月 8 日 一部改正

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、「日本ジェンダー学会」と称する。
第 2 条 本会の事務所は、理事会がこれを決定する。

第 2 章 目的と事業

- 第 3 条 本会は、男女平等観に基づき、人間らしい生活の実現をめざして、学際的・国際的なジェンダー研究を行い、もって男女の社会的状況の改善に資することを目的とする。
第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、調査・研究等の実施、シンポジウム・講演会・講座などの開催、刊行物などの発行、ネットワークの運営、諸機関・団体への助言などの事業を行う。

第 3 章 会 員

- 第 5 条 本会は、正会員および準会員をもって構成される。
2 正会員は、ジェンダーに関する研究及び活動の経験を有するものとする。
3 準会員は、学生などでジェンダーに関する研究及び経験を有するものとする。
第 6 条 正会員または準会員となろうとするものは、入会申込書を提出し、常務理事会の承認を得なければならない。
2 常務理事会は前項の承認について、次の総会においてこれを報告するものとする。
第 7 条 会員の資格の変更は、入会の手続に準ずる。
第 8 条 次の各号に定める会員は、それぞれ年会費として当該各号に定める額を、毎会計年度の当初に納入しなければならない。
一 正会員 10,000 円
二 準会員 5,000 円
第 9 条 会員は本会の主催する企画やネットワークに参加し、または本会の刊行物を受け取ることができる。
第 10 条 会員は、次の各号の一に該当する場合においては、その資格を失う。
一 退 会
二 死 亡
三 除 名
第 11 条 会員で退会しようとするものは、常務理事会に退会届を提出しなければならない。
第 12 条 会長は、会員が次の各号の一に該当する場合においては、理事会の議決を経てこれ

- を除名することができる。
- 一 会費を継続して3年以上滞納したとき。
 - 二 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき。

第4章 役員等

第13条 本会に次に掲げる役員を置く。

- 一 会 長 1名
- 二 副 会 長 2名
- 三 理 事 20名以内（会長、副会長、常務理事を含む）
- 四 常務理事 12名以内
- 五 監 事 2名

第14条 理事及び監事は、総会で正会員の中から選任する。準会員の代表者を理事に加えることもできる。

- 2 会長は、理事会が理事の中から指名し、総会の承認を経るものとする。
- 3 副会長は、会長が理事の中から指名し、総会の承認を経るものとする。
- 4 常務理事は、理事の互選により選任する。
- 5 理事及び監事が、相互に兼ねることはできない。

第14条の2 理事会の推薦によって名誉会員をもうけることができる。名誉会員は理事会の諮問を受けて理事会に意見を述べることができる。ただし、理事会の決議に加わることはできない。名誉会員からは会費を徴収しない。

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときには、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を組織し、この会則の定めるところにより会務を執行する。
- 4 常務理事は、日常の会務を分担して処理する。
- 5 監事は、会計を監査し、その結果を翌会計年度に属する総会において報告する。

第16条 役員の任期は4年とする。但し、重任を妨げない。

- 2 補欠または補充により選任された役員の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

第17条 本会に、会務を処理するために事務局を設ける。

- 2 事務局に関し必要な事項は、別に規則を定める。

第5章 総会、理事会、常務理事会

第18条 本会は年1回総会を開催する。

- 2 会員は、総会に出席し、意見を表明する権利を持つ。但し、準会員は表決権を有さない。
- 3 議事は出席正会員の過半数で決する。

第19条 理事会は理事をもって構成し、この会則に定める業務を行う。理事会は、この会則

に定めるものの他、会務の執行に際し重要な事項について決定する。

- 2 常務理事会は、会長、副会長及び常務理事をもって構成し、日常の会務の執行に関する事項で理事会より委任を受けたものを決定し、執行する。

第6章 会計

第20条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金その他の収入をもって支弁する。

第21条 本会の会計年度は、10月1日から翌9月30日までとする。

第22条 本会の予算は、常務理事会が作成し、総会において出席正会員の過半数の議決を経て成立する。

- 2 本会の決算は、翌会計年度に属する総会において承認を得なければならない。

第7章 雑則

第23条 本会を解散しようとするときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

第24条 この会則の定めるものの他、本会の運営に関し必要な規則は、常務理事会の議決を経て会長が定める。

第25条 この会則を変更しようとするときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

附 則

- 1 この会則は1997年9月13日から施行する。

2 設立発起人および設立総会前に設立準備会によって推薦されたものは、本会の発足と同時に、それぞれ正会員、準会員になるものとする。

- 3 本会の設立当初の役員等は、第14条の規定にかかわらず、別紙1（掲載省略）のとおりとする。

この役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、2000年9月30日までとする。

- 4 本会設立当初の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、1997年9月13日から1998年9月30日までとする。

本会の1997年度予算は、第22条第1項の規定にかかわらず、別紙2（掲載省略）のとおりとする。

本会の設立に要した費用は、本会がこれを負担する。

この費用は、本会の1997年度予算に組み入れるものとする。

- 5 2006年9月16日の一部改正は2006年9月16日から施行する。

日本ジェンダー学会研究誌『日本ジェンダー研究』(JOURNAL OF GENDER STUDIES JAPAN) 投稿規定

1. 投稿資格：本学会の会員
2. 用語：本文は日本語，レジюмеは日本語以外（当該言語を母語とする人の校閲を受けたものを提出）
3. 審査：編集委員が採否を決定
4. 原稿について
 - 1) 書式 日本文：A4・横書き 1 頁 40 字×40 行（本文 10 枚以内）
欧 文：A4・横書き 1 頁 80 字×40 行（レジюме 1 枚）
 - 2) 形式 章立て：1.
2. 1)
2)
3.
 - 3) 提出：コピー 3 部及び CD（Word ファイルを原則とする）
5. 論文名について：論文名は日本語とし，英語の題名を添える。
6. 注記及び参考文献表記方法
 - 1) 各引用箇所の右肩に¹⁾ /，²⁾ /。³⁾ をつける。
 - 2) 文献は引用番号順に論文末尾に一括して記入する。
 - 3) 雑 誌：著者名，「論文名」，編者名『雑誌名』巻，号，発行年（西暦），頁。
和文例 奈倉洋子「グリムの魔女像をめぐって」日本独文学会編『ドイツ文学研究』12 号，1995 年，13 頁。
欧文例（英文）Klaits, Joseph. *Servant of Satan*. Academic Press, Vol.3, No.2, ed. by Bill Aspinall, Indiana University Press, London 1994, pp.21-25.
（独文）Schmidt, Andreas: *Die Poesie der Kultur*. In: *Zeitschrift für Volkskunde*, hrsg. von Gottfried Korff u.a., 92.Jahrgang. Bd. I, Göttingen 1996, S.67-70.
 - 4) 単行本：著者名「論文名」，『書名』，出版社，第__版（初版以外の場合），発行年（西暦），頁
和文例 森島恒雄『魔女狩り』岩波書店，1985 年（第 4 版），6 頁。
欧文例（英文）Klaits, Joseph: *Women's Studies*, Indiana University Press, London 1995, pp.31-35.
（独文）Mann, Thomas: *Buddenbrooks*, S.Fischer Verlag, Göttingen 1922, S.37.
7. 投稿原稿には必ず日本語以外のレジюме（40 行以内）を添えること。
8. 提出期限：3 月 31 日

以上の規定によることが困難な場合は，日本ジェンダー学会編集委員に問い合わせる。

編集後記

このたび初めて本誌の編集長を務めさせていただきました。不手際があったり、難しいと感じる点もあったりしたことから、理事をはじめ、編集委員や学会員に助言を求めながら編集を進めてまいりました。相談に乗って下さった皆様に心より感謝申し上げます。

また、編集長を務めさせていただく中で、以前から抱いていた危機感をより強めることになりました。投稿数がさらに増えるように、大会や学会ホームページ上で投稿を積極的に呼びかける必要があると思ったことがきっかけなのですが、そのようなテクニカルな部分にのみ頼ってはられない、もっと差し迫った状況があることについて真剣に考えさせられました。あらゆる分野でジェンダーの視点が不可欠であることが認識されるようになった一方で、女性学・ジェンダー学研究者の数は減少しているように映ります。研究分野は市場のニーズあるいは就職への期待と大いにリンクしますが、「女性学・ジェンダー学では就職が難しい」という危機感が若手研究者の「女性学・ジェンダー学離れ」を引き起こしていることがその背景にありそうです。この現状についてどのように対処していくのか、まずは本学会で、そしてその後には学会の垣根を越えて議論できればと思いました。同時に、女性学・ジェンダー学を存続させ、深化させていくことこそが、女性のエンパワーメントや男女共同参画社会の実現につながることをあらためて認識しました。

最後になりましたが、英文要旨に迅速かつ的確にネイティヴチェックを入れて下さった武庫川女子大学英米文化学科の Christopher Micek 先生に深く御礼申し上げます。また、本誌の出版にご協力そしてご尽力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

2013 年 8 月 25 日

西尾亜希子

2013年(平成25)年9月10日 印刷
2013年(平成25)年9月10日 発行

日本ジェンダー学会編集委員会

編集委員長 西尾 亜希子

編集委員 佐伯 順子 中山 文
野口 芳子

発行者 日本ジェンダー学会
(Japan Society for Gender Studies)

〒540-0004 大阪市中央区玉造2-26-54
大阪女学院大学 香川研究室気付 日本ジェンダー学会事務局
Tel 06-6761-4052 Fax 06-6761-9373
E-mail kagawa@wilmina.ac.jp
ISSN 1884-1619

印刷所 大和出版印刷株式会社
〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東2-7-2
Tel 078-857-2355 Fax 078-857-2377